

會 報

昭和30年11月

第9号

大学教育の現状に対する疑義二点 (自主的学習熱と心身の健康)	金沢大学長	戸田 正三
定員定額制の実施と大学の立場	名古屋工業大学長	清水 勤二
T・V・Aと原子力博物館	滋賀大学長	大畑 文七
大学教育への反省	和歌山大学長	岩崎 真澄
これでもいいのだろうか	大分大学長	花田大五郎
一、事業報告		
第拾巻回総会・役員会・委員会		……等
二、会計中間報告		
三、彙報		
会則(附英・仏文訳)		
役員及び委員一覧表		……等

会 報

(第九号)

国立大学協会

目 次

大学教育の現状に対する疑義二点 (自主的学習熱と心身の健康)	金沢大学長 戸田正三……………一	頁
定員定額制の実施と大学の立場	名古屋工業大学長 清水勤二……………四	
T・V・Aと原子力博物館	滋賀大学長 大畑文七……………九	
大学教育への反省	和歌山大学長 岩崎真澄……………一三	
これでいいのだろうか	大分大学長 花田大五郎……………一六	
一、事業報告		
1、第二常置委員会(昭和三〇・六・八)	……………	一八
2、第六常置委員同専門委員会(昭和三〇・六・八)	……………	一八
3、第拾巻回総会(昭和三〇・六・一〇の両日)	……………	一九
4、第三、第四常置委員同専門委員会 (昭和三〇・七・二八)	……………	二七
文部省配布書類(学生健康保険)	……………	二八
二、会計中間報告		
5、第三、第四常置委員同専門委員会 (昭和三〇・九・一二)	……………	三六
6、役員 会(昭和・三〇・九・一三)	……………	三七
文部省に対する回答(要点)	……………	三七・三八
7、第六常置委員同専門委員会(昭和三〇・九・一五)	……………	三八
昭和三十年十月十五日現在	……………	三九
三、彙 報		
1、国立大学協会会則(同英語及び仏語訳)	……………	四〇
2、各役員及び各委員一覧表	……………	四四
3、森戸副会長国際大学協会第二回総会に出席 文部省に対する回答(要点)	……………	四四・三五
4、学生就職対策中央本部委員と幹事	……………	四六
5、要望書(第十一回総会)	……………	四六

大学教育の現状に対する疑義二点

(自主的学習熱と心身の健康)

金沢大学長 戸 田 正 三

(一) 大学入学を一転期として情癖を助長する憂無きか

大学に入学したら、やれやれで一服するのはよいが、この一服を延長させることは良くない。現在多数の学生は、入学後は、入学前と変つて勉強しなくなるように思う。普通一八歳で大学に入学する順序だが、高等学校から引続いて入学した者はまだよいが、いわゆる白線浪人は、浪人生活の永さと苦勞に比例して大学入学後の学習熱が低下する。このことは教育の目的に反した痛恨事である。秋は毎年入学式辞にこのことを話すが、それは馬耳東風で、今の制度を改めない限り、この弊風はさけられない。

一八歳から二〇歳頃の数年間は、一生の中で最も強剛に心身を錬磨せねばならぬ時である。然るに大学入学と同時に学習の自由と選択とを覆違えて、怠け癖を造るような風習をかもすことは深く吟味せねばならぬ。公私立毎年十数万の新入学生の中で、自主的に大学教育の真価を自覚して心身の錬磨に精進する者が幾割あるであろうか。大多数の者は、大切な一般教育を単位獲得式でお茶を濁している。それでも専門教育に進むと、一つには職能慾が手伝うのと、二つには就職試験の心配とで、洪々ノートの仮勉強をしている。大まかに観て、今の大学学徒の幾割が果して一国一社会の文化の進展に寄与する気持で勉強しているかを疑わざるを得ない。そして其責任は奈辺にあるか。但し一般に大学教育をうけた者は、うけない者に較べて、なんとなく優つた処があるように感ずるが、この差別も今後如何になるであろうか。昔は帝大卒業者は、風采は別として、何んとなく上品だと社会から批判されたと思うが、或は我田引水かも知れぬ。また吾々時代には、就職のことなど眼中になかつたから人がそういつたのかもしれない。

余談は置いて、とに角大学ことに国立大学は惰者の避難場であつては

ならない。折角入学試験の難関を突破してきたのであるから、教育と指導とが行届けば怠けるはずは無いわけである。それでも怠けるのは、青春で個性の変動期であるから、何にかにか迷わされて一種の精神異状に陥つているのでないかを疑わねばならぬ。こんなのが数%あることは、いづこの社会も同様である。問題は、かかる数%の異状分子が数十%に伝染する可能性のあることを如何にして予防するかにある。

申すまでもなく、大学教育は、勤勞と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身共に健康な人格の達成を期して行われなければならない。人の頭に立ち得る知的、道德的及び応用的能力の育成を期せねばならぬ。それには心身の健康と勤勉性とは不可欠な二大要素である。

大学に入学したら勉強しないで、小人閑居して不善をなす輩が高等学校時代より増加するということは事実であるか。私はこれを否定したいが、遺憾ながら現状では、これを否定し得ないで思案にあえぐ一人である。ここにいる勉強とは、自主的学習熱が旺盛であることの意味であつて、受験勉強のような徒勞をいうのではない。一体今の日本の教育は、受験のための教育が主で、立派な人格を養うための教育は副である。ここに抑も出発点の誤りがある。先づ高等学校において、一五―七歳の發育盛りの児童が、毎日一六時間以上も机にかじりついて、ひたすら受験のための苦業をするようなことは、わが国に特発したところの児童虐待の最も甚きものである。これらは正しく児童憲章の本旨にもどる行為であつて、もしこれが他動的であつたら人権じゆうりんで大騒ぎである。

要するに今我国で、有為の少年の心身の發育を徒らに萎縮させているものは、名の売れた大学への入学試験勉強だといつても過言ではあるまい。そしてかかる犠牲を自動的に払つたのであるから、目的とする大学に入学したら、既に我意を得たりで勉強しなくなる。大学教授もまた、一旦入学させた以上、講義の仕放しで、先がつかえるのを口実にトコロテン式に推出してしまふ。剩え女学校では落第は禁物、嫁入に支障をきたすという風なやり方が散見せられる。多くの学生は単位さえとればよいと心得違ひをする。こんな偏狭な教育の仕方は、これまた日本の新制大学の特許である。これが即ち私の最も懸念するところである。但し、

今多くの学徒は貧窮でアルバイトせねばやつていけぬ者が多いから、この点は別に考慮せねばならぬ。

そこで問題は、大学の入学試験に対する受験勉強の調節策と、入学後の自主的学習熱の向上策とについて篤と吟味する必要がある。いづれも本協会その他で問題となつてゐるが、其解決は容易でない。ことに受験勉強の調節策には自学の立場をはなれて国家的な見地から英断を要する。併しながら、これらの問題は、必ずしも各大学一様にする必要のないことである。地区の実情や、教育設備の不完、並びに入学志願者の素質などに応じて、各其目的に恰好な工夫をこらし、思い切つて改革してみる必要がある。

(二) 入学試験について (引例、金沢大学)

金沢大学は、地理的關係によつて由来受験して合格した者は、殆んど皆入学する。それは関東や近畿地区のように、二つ以上の学校を受験するものが少ないからである。また入学者の過半数は地方人であるから、地区別、都鄙別、学校別等の観察をするに都合がよい。本学の昭和三〇年度の入学志願者は三五三八名で、入学者は八七九名である。この内教育学部は県下の者が主で、県外の者は志願者が $\frac{1}{3}$ 、入学者は $\frac{1}{2}$ であるから、これを除いた、法文、理、工、医、薬の五学部について所見をのべる。

右五学部の志願者は二八四〇名で入学者は五八八名、入学率は平均二〇％である。これを府県別に観ると、石川県が断然優勢で、志願者率は二八％であるが入学者率は四九％である。次で近隣の富山県は志願者一四％で入学者一四％、福井県は志願者九％入学者九％である。北陸地方に次で志願者の多いのは愛知県、岐阜県、長野県、近畿地区各県、次で北海道、東京の順であるが、これらは郷土出身関係者が多いと思う。その他全国各県から志願してゐるが、概して入学率は低く、白線浪人が比較的多い。これらを一括してみると、志願者は県内の者が八一〇で全体の二八％を占め、県外の者は二〇三〇名で七二％である。入学者は県内の者が二九二名で四九％を占め、県外の者は二九六名で五一％を占めてゐる。即ち、志願者は県外者が遙かに多いけれども其入学率は遙かに低く、県外から来る者には優秀なのが少ないことを表示してゐる。医学と

薬学とは県外者が約倍數入学してゐるけれども、県外志願者が絶対多數であつて、入学率においては県内が優秀である。

入学志願者と入学者の卒業学校の種別をみるに、高等学校普通科の者が志願者の九六％、入学者の九八％を占めてゐる。また入学志願者の合格率を高校の新旧卒業別並びに年令別にみれば、三〇年卒業者が全体の $\frac{2}{3}$ を占めてゐる、年令では一八歳が七〇％、一九歳が二三％である。そして新卒業生の方が入学率が高い、この点はまさに我意を得ておる。例えば東京大学においては、本年度の入学者の内 $\frac{1}{3}$ が本年高校卒で、 $\frac{2}{3}$ は白線浪人である、そしてこの傾向は逐年増加する憾がある。一橋大は更にそれを上廻つてゐるし、京大について、東北大、九大、東工大などにこの傾向が高まりつつあることは一考を要する。

次で、石川県内の入学者を県市校別に観るに、法文、理、工、医、薬共に金沢市内の高校卒業生が断然多い、ことに入学難の医、薬は殆んど金沢市である。金沢市の人口は石川県の約 $\frac{1}{3}$ であるが、本学入学志願者は石川県下一二〇〇余名の内、半数は金沢市内の高校卒業生である。また其入学率は、県立高校の中で金沢市内にある四校の平均が四〇％、金沢市外一二高校平均が三〇％、本学附属高校が約六〇％である。その他に市立、私立、女子、夜間高校など一七校あるが取り立てて申すこともない。要するに、農山村の児童は都市のそれに較べて、大学入門のシキイが高い、そして此差は素質(氏)のためではなくして、育て方のため、即ち受験勉強の悪癖に禍されてゐると見るのが妥当であると思う。このことは中央の大きな大学では手が届かぬかもしれないが、地方の中小国立大学では、地方文化のため良く考えて見るべきである。現に教育学部の卒業生でも田舎行は好まないし、医者などは殆んど行手がない。一国をくまなく文化させるために造つた国立大学卒業生が、住家も無い都市に群居して都市の小役人を初め消費者階級の小者になりたがることは、今將に反省せねばならぬ時である。

幸い金沢大学では、県下の優秀生が主力を占めてゐる、この傾向は今後益々助長させたいと思つてゐる。本県から東京や近畿の諸大学を志願して入学する者も相当あるけれども、優秀大学への入学率は低く、従つて浪人するか或は仲間に対する見えとでも申すか、東京や近畿地方の芳

ばしからぬ私学などに横ばいする者が相当いる。学資上家庭の迷惑はもとより、地方文化のためにも好ましからぬ現象である。卒業者の就職率でも、本年五月現在で本学は少きも八〇%、工学と薬学とは全国に進出して一〇〇%、医学と教育学とは心配無用である。これに対して東大における就職率は当時五〇%に充たないと聞いた。況んや関東近畿地区の無数の諸大学に於ておやである。私は以前から持論として、入学試験勉強に一生懸命で浪人生活を数年間もやつたのは結局牛後の群である。鶏口となるも牛後となるなれば此場合によくあてはまる。

田舎育ちの優秀生は、入学試験成績は良くないけれども、入学後はすんずん伸びるし、性格も朗らかである。かく申す私も京都大学に行くまでは、真の山家育ちでありますが、自然に親しみ、自主的に学び、狐狸に迷わず、蛇カツにおじす、人間到る処青山ありは其のお蔭だと思つてゐる。だから私は本学には北陸地方の野武士を歓迎する、石川県内でも、金沢市よりは寧ろ郡部の各高等学校から、優秀生らほどの学部にも直ぐ入学しうる途を講じたいと考へてゐる。都会の予備校などにはうろついていたのは望まぬ。其変りに高等学校時代に優秀であつて、入試不合格者のためには、一年を限つて予備校のようなものも考へておる。目下文部省で立案中であるという、高校卒業生を四階級位にわけて優秀な受験生に有力なハンディキャップを与えることは、いろいろ文句がでることと察するけれども、大乗の見地から私は賛成である。進学率がよいことを誇りとするのは教育の根本に傷がつくし、有害な学校選択熱を高める。

(三) 一般教育運営の再検討

新制大学における一般教育の必要性は皆これを認めてゐるが、その運営方法については、初めから非難がある、その非難も、大学により学部によつてまちまちである。由来大学基準協会においてはいろいろ苦心されてゐるが、ピンから錐まである各大学を一樣にすることそれ自体に無理があるのではないか。また設備の整つた米国の一部の大学の流儀を持ち込んで、種々な点でソゴが起る。本学では最初工学部と薬学部から苦情が勃発した。そこで私は当時の大学基準協会会長和田小六先生に、工学部の苦情を訴えたところ、和田さん曰くそんな苦情は新制大学の何物た

るかを知らぬからで……といろいろ懇切に話された。ところが三年半前和田さんが逝去されて、内田さんが工大学長に新任された途端に、工大の一般教育のやり方が一変したときく。こんなわけで工学部辺の苦情は無理ではないと思つてゐた。かたがた本学でも数年前から、必修選択課目の配置、一単位に対する教室内活動の時間割と学部相互間の組合せ等につき、小きざみに変えては見たが、どうも面白くない。そこで昨年末から一般教育検討委員会をつくつて、各大学の現状と基準協会の意向を参照しつづ、一般教育改革案を作成中である。

ねらひの要点は、最初に述べた、入学を一転期として惰癖を助長せしめることのないように、自主的学習熱が高まるように、そして一般教育と専門教育との提携が都合よく運ばれるように、また一般教育担当者として妥協のつく一致点を見だそうと心得てゐる。なるべく年内に仕上げて明年度から実施したいと思つてゐる。案ができたら本会報にのせて頂き御批判を仰ぎたいと思ひます。私はその実現には努力いたしますが、大学の教育基準をある一定のわくの内に定めるようなことを干渉することはよくないと思う。

(四) 心身の健康について

私が申すと、また我田引水論をやりよるといふ方もあるかも知らぬが、国連の世界人権宣言に歌われたように、すべての人間は、自己及び自己の家族の健康と福祉とを享有する権利を有し、国家と個人とは相携えてこの権利の獲得に努力する義務がある。このことは、二〇世紀の後半における文化国家間の最も重要視せねばならぬ責務の一つである。憲法第二五条には、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあり、教育基本法第一条には、教育は……心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないとある。然るにわが国では、依然この問題に対して公私ともに真剣に取らぬ気がない。その証拠は多くの大学当局も生徒も健康教育については、ほつたらかしである。沢山の教育学部ができて、今わが国の背景に適当したところの、日常生活に対する健康教育を児童や生徒に如何にして授けるかを考究しようと思ふ。文部省もせいぜい学校給食とスポーツ位である。

健康教育とは、いうまでもなく健康学習と健康指導とである。そして今これに関する文教対策の実状をみるに、

(一) 現行の小学校学習指導要領一般編には、健康教育は、ある特定の時間を設けて指導するよりも、教科の学習や、教科以外の活動のすべてを含めて、あらゆる機会をとらえ、あらゆる活動を通じて行われることが望しいと、体操よく逃げておる。そして健康教育の主体である保健学習には特に時間を設けていない。ここでわれらが考えさせられることはあらゆる機会をとらえ、あらゆる活動を通じて行われることが望ましいというような抽象的観念で、この新しい、そして皆て日本人には省みられなかつた健康教育が勃興する可能性ありや否や、心もとなき次第である。デモクラシーの觀念に立つ新たな修身教育や道德教育の復興も大にやらねばならぬと思うが、健康教育はまだこの修身教育の一翼であり、公衆衛生教育は社会道德教育の一翼である。

(二) 中学校並びに高等学校における健康教育は、現在保健体育教科の一部をあてる建前であり、理科、家庭科、社会科の中で断片的に行つてゐるが、これでは誠に不行届である。しかも中学と高等学校との間に、その内容において縦の連絡がない。

(三) 大学においては、一般教育科目の体育講義において、大学基準協会が立案したところの、個人衛生、公衆衛生、民族衛生、衛生政策、体育理調につき二単位を必修せしめることになつてゐるが、現状では、これを担当しうる能力者のいる大学は少数で、体操の先生が競技の規則を講義したりするから、学生は馬鹿にしてゐる。

要するに今わが国の小学校より大学に至る全教育課程において行われている健康教育は、各校まちまちで、内容は貧弱で、憲法や教育基本法に定むるところのわが国土の背景において、われらの心身の健康を保全するために必須な科学的教育は、毫も顧みられていないといつても過言ではない。ある者はいう、君がそんなことをいつても、現在わが国において、君のいうような健康教育を立派に講義しうる者が何程あるか。一応御もつともであるが、それは修身や道德教育についても同様であつて、今修身道德教育の再検討がさげばれてゐる矢先に処して、健康教育の再検討を叫ぶのは私の義務である。少くとも大学教育内の健康教育を

担当するに差詰め必要な数百人位の衛生学及び公衆衛生学の概念を把握してゐる者は、文部省と厚生省とが密接に連絡すれば求むるに難くはない。それ位のことは、われわれでも世話しうらと思う。これを基底として、先ず全国の教員養成学部や学生に、健康教育の仕方を体得せしむべきである。序に、これらに対する改善方策としては、幸い本年四月京都で開かれた日本医学会総会の際、日本衛生学会及び日本公衆衛生学会で立案せられた、学校健康教育強化に関する建議と要望書を参考せられたい。

余談ではあるが、私は以前から『希くは大学学徒は身体強剛農樵漁夫の如く而して心士君子の如くありたし』といつてきた。戦前の学生には反応があつたように思うが、今の学生には反応がない。加之ならず、戦前国内の不良青少年五万と数えていたのが、戦後一躍数百万に逆上した、この悲惨なわが国の実状に対して、教育者は責任がないといえるか。これらは一過程の現象とも考えられるが、とに角現下の大問題であつて、医学上からは、一種の流行性精神病ともいふ。要するに今わが国の教育は、六、三、三、三、四の各教育階層を通じて、心身ともに健康な国民の育成を期して行つていないことは確である。(了)

定員定額制の実施と大学の立場

清水勤二

(名古屋工業大学長、第六常置委員会委員)

はしがき

私は財政の専門家ではないが、大学財政を審議する第六常置委員会の末席を汚す者として、また小さい大学ではあるがその運営に責任をもつ者として、大学財政に無関心ではあり得ない。殊に大学運営の中核とも称すべき給与予算の根本的改変である定員定額制が実施せられんとするに当り、殆んどの大学長が事前にその事実を知らず、決定後もその内容を詳かにせず、ただ行政当局が決定したものを非民主的に押しつけられんとしている現状は黙視し難いものがある。

そもそもこの問題は、昭和二十九年八月十三日の閣議決定に基き大蔵省が昭和三十年から定員定額制を強化し、人件費の標準予算を編成する方針を定め、昭和三十年からその一部実施をみたが、昭和三十一年度から公務員全般にこれを実施しようとするもので、特殊公務員である大学教官もその中に包含されんとしているのである。

このような重大なことが、本三十年六月の国立大学協会の総会に突如として文部当局から、すでに決定事実として発表されたことは甚だ奇異を感じざるを得ない。この問題は昨年八月閣議決定をみたのであるから、その以前に文部省にはこのことが了解され協議もなされていたであろうと考えられるし、よしんば大蔵省または大蔵大臣の独断で閣議に提出され方針が決定されたとしても、具体的方針について大蔵省から各省に協議がなされたはずである。しかるに、この問題が文部省から閣議決定前にも、決定後にも何等大学側殊に国立大学協会に提起されず、意見の聴取もなく、実施段階に至つて突然決定事実として発表されるようなやり方は、甚だ非民主的なやり方であると断ぜざるを得ない。六月の国立大学協会の総会で突然文部当局から、発表があつたとき、筆者も充分事態を理解し得なかつたけれども、現状のまま定員定額で抑えられては未完成で充実されていない大学は非常に困るし、大学間にも充実の度合に相当の不均衡があるので、これらを何等か科学的根拠に立つて調整した後実施する考があるか否かを質問したのであるが、文部当局の答は的をはずれた答や、文部省全体で調整してゆけば現状と同じように運営してゆけるということであつた。他にこの問題に対して何等質問がなかつたのは、おそらく大多数の学長がこの問題について初耳であつて、定員定額制の何たるかを理解する暇がなく、またこれが身に迫る重大事だとの自覚がおこらず、質問や意見を出す余裕がなかつたものと考ええる。その後いろいろな機会にいろいろな学長に意見を聞いてみると、あの時は何のことも充分事実がわからないから黙つていたというのがほとんど全部であつた。

たまたま、国立大学協会から機関紙に執筆を求められたので、一般公務員としても多くの問題点を含むが、特に大学としては困難な問題の多い最も緊急なこの問題について、「人事行政」第六巻第六、七合併号所載

の人事院給与第二課長高柳忠夫氏の書かれた「給与予算における定員定額制について」という論説を根拠として、その構想と内容を概説し、これが実施される場合の大学の困難な立場を考へてこれに善処するための希望を述べたいと思う。

一、現行俸給制度の性格

旧憲法においては、官吏は天皇の官吏であつて、その俸給は身分給として、官吏の体面を保つために一方的に、かつ、恩恵的に定められたものであつたが、新憲法下における国家公務員は、国民全体への奉仕者として服務することとなり、従つてその支給される給与も一般勤労者と同様に労働の対価として公平に支給されることとなつた。その結果、給与に関する根本基準は国家の議決を経て法律により定められることとなり、公務員法においては、俸給は職員の福祉および利益を保護し、職務の遂行に最大の能率を発揮するよう職務と責任に応じて支給されることが定められた。しかも、その額は、生計費、民間の賃金と均衡を失することのないように配慮されると共に、勤続期間、勤務能率等を考慮した昇給の基準が法律たる準則で規定されるべきことを明かにし、俸給に関する根本原則を明かにしている。現行の給与法は、實質的には公務員法の規定する給与準則に代るものであつて、公務員法の精神に即して一定の基準を定めている。

上に述べたごとく、公務員の俸給は統一された基準により、省庁や組織の差別なく公平に支給せられ、またその支給は適法によつて確保されなければならぬことになつてゐる。したがつて、その趣旨を確保するために俸給の決定が一部任命権者の恣意にゆだねられることを防ぎ、法律の保護の下にひとしく公平な俸給が支給されるような基準が定められている反面、一般勤労者と異つて給与等に関しても団交権の制限が課せられてゐる。もしこのような措置が完全に行われなるときは、再び給与配分の不公平、身分的差等が胚胎し、公務員法の運営に混乱を生ずるおそれがないとは言えない。

要するに、終戦後昭和二十九年までの公務員の俸給予算は、一応公務員法の精神に則つた俸給単価の一本化を行いつつ、いわゆる現員現給方式として、一定時点の現員現給を基礎に、昇給、昇格等の原資をも考

慮の上、職員に支給される給与を支弁するに足る予算額を計上し、実行上不足を来した場合はその不足額を補填する方法が講じられてきたのである。

二、定員定額制の構想と内容

政府は最近における公務員の人件費累増の傾向に苦慮し、社会経済情勢安定化の趨勢とにらみ合せてこれを抑制し、かつ、予算編成技術の簡素化を図らんとして次の措置をとつた。

(1) 昭和二十九年八月十三日の閣議において昭和三十年年度の予算編成に關し次の事項を決定した。

「諸物価その他経済財政事情が安定に向いつつあることに鑑み、予算編成事務の能率化を図るため、昭和三十年年度の各省各庁の人件費、庁費等については標準予算を作製すること」「昭和三十年度の人件費の算定については、従来の実績をも考慮しつつ定員定額方式を更に厳格に推進することとし、新たに官職別級別定員を定めるとともに極力給与単価の一本化を図るものとする」

(2) 昭和二十九年十二月二十七日付の大蔵省事務次官通達（蔵計第二五七三号）によつて、上記閣議決定の構想と内容を具体的に明らかにした。

大蔵省事務次官通達 一抄

「人件費予算の経理並びに級別定数の運用につきて」

1 現員現給制と定員定額制による人件費予算算定方式の相異

従来の現員現給制は現員現給により職員に支給される給与を支弁するに足る人件費を計上し、かつ実行上に不足が生ずるような場合には、その不足補填の方法を講じてきたのであるが、定員定額制はまず新たに官職別級別定員を定め、これに一定の給与単価を乗じて算定したものをもつて予算額とし、その予算の範囲内において、職員給与を管理するものであり、……………(略)

なお、官職名別定員は組織の改廃、定員の増加または減少がない限り、また給与単価は給与改訂が行われないうち改訂変更されず、したがつて次年度以降の給与予算額は定員または単価に変更が行われない限り前年度通りのものとなる。

2 定員定額制による給与予算の経理

(1) 昇給昇格財源

定員定額制による給与予算には、原則として昇給、昇格に要する財源は見込まない建前であるから、昇給、昇格の原資は給与予算の枠内において生み出すことが必要である。

(2) 昇給昇格等による次年度以降への影響

昇給昇格等の実施による給与予算への影響は、その年度のみにとどまるものではなく、次年度以降にはより大きく響くものであるから、定員定額制による給与予算の実施に當つては、単年度の予算のみを考慮して昇給、昇格は実施できないこととなる。(以下略)

これによると、人件費規模の累増的傾向を将来において避けるために、まず新たに官職名別定員を定め、これに一定の給与単価を乗じて算定した額の総計をもつて半恒久的な人件費の組織予算とする。したがつて官職名別定員は組織の改廃、定員の増減が行われないうち改訂されず、また給与単価も給与改訂の行われないうち改訂されないものである。このように予算が固定される結果定員定額制による給与予算では原則として昇給昇格等の原資は給与予算の枠内で生み出さねばならず、それも単年度の予算だけでなくこれに続く数年度の調整を考慮して実施しなければならぬ。

昭和三十年年度一部実施せられた状況をみるに、官職名別定員は大体人事院の策定した昭和三十年年度の級別定数を基準としており級別俸給単価については大体次のような方法がとられている。

A 一般職の八級については、昭和二十九年一月の現員現給を基礎に、ある種の推定を加え、一二級以上については級別に、一一級以下については括りのうちの級別分布を推定した上、一定の標準単価を定め

B 一般職員の七級以下については、当該組織の俸給総額から上記Aによつて算出した俸給総額を差し引いた額を、その組織の七級以下の全予算員で除した額をもつて俸給単価とした。

C 特別俸給表についてもほぼ同様の方法で単価をきめた。ただし、個

々の組織の予算総額は、級別単価とは別個に次のように定められた。

a 昭和二十九年七月十六日の現員現給を基礎に省庁、組織を問わず、一応理論的に昇給昇格に要する原資を一律に見込み、定員定額制に移行する当初の予算総額とした。

b 昇給昇格の原資としては、昭和二十九年七月十六日の現員現給を基礎に、昭和二十九年中の昇給昇格等によるベースの自然増を二・五％三十年度の昇給昇格の原資を二・三％（昇給二％、昇格〇・三％）として計四・八％を見込んだ。

以上定員定額制の構想および内容ならびに昭和三十年一部実施の実情を概説したのであるが、これを要するに、根本問題としてこの財政的要請が民主的の制度としての公務員法の精神と矛盾するところがあるか否かというところに大いに議論の余地があるが、これが実施される場合の問題点は、定員と俸給単価と最初に定められる各組織体の標準予算総額と、ならびに昇給昇格に要する原資の問題である。上の概説において級別俸給単価決定の方法が明らかにされていないが、一般職については全省庁の級別平均俸給をもつて単価とし、大学教官のような特別俸給表によるものは全国大学の級別平均をもつて単価とするものと考えられる。また各組織体当初の標準予算の設定には、昭和三十年度分の昇給昇格の原資として二・三％（従来の実績平均二・五％）が見込まれているが、当初年度だけ見込んで以後は見込まないのか、次年度からは段々低率になつてついに無くなるのか、あるいは二・三％だけは毎年見込んでゆくのか、その点明かにされていない。しかし、前に述べた大蔵次官の通達にも「原則として昇給昇格に対する財源は見込まないのが建前」であるから、当初の標準予算に二・三％見込まれるだけで、後はそれが定員の変更や、給与改訂のない限り標準予算として固定されるものとみるのが適当であろう。これら不明な点を上のように解釈して次にこの問題を考察してみよう。

三、定員定額制の考察と大学の立場

定員定額制が採用せられるに至つた動機は、おそらく第一に現在の現員現給制では逐年公務員の俸給予算が累増膨脹の一途を辿ることと、第二に戦前永年にわたつて実施されてきた定員定額制が適正な人件費規模

を標準予算の枠内で維持するに便利であつたことが回顧されたことの一つであると思ふ。

第一の現員現給制は、最初に説明したように公務員の福祉と利益を保護し、公務員の生活水準が民間人の生活水準と均衡を失ふことがないように配慮せられ、法律によつて定める基準によつて公平に配分される民主的なよい制度である。しかし、これに対する批判の声が無いではなかつた。その一つは職務の遂行に最大の能率を發揮するよう職務と責任に依つて支給されることが定められておりながら、責任のきわめて重い人と甚だ軽い人との差が甚だ少いこと、および職務の繁閑や難易についてはほとんど区別がつけられていないことである。他の一つは、昇給昇格の基準に対して最低の条件が定められており、それは主として勤務年限と勤務成績であるけれども、勤務成績の評定は重大な過失や病氣、長欠等がない限り、普通の勤務をしておれば昇給昇格をばむ評点にはならないのが一般であるから、勤務年限に関する最低の条件を充たさずれば、猫も杓子も一様に昇格昇給してゆき、これが人件費累増の根源であることである。第一の批判はいわゆる悪平等と称せられるものであるが、民主的運営にはある程度避けられないものであり、かつ敗戦後の国情においては戦前の身分給とちがつてすべての国民が公平に乏しきを分け合う生活給的意義をもつものと解釈すべきであろう。国力が充分回復したときは是正すべきであらうし、現状においても適当な緩和は不可能ではない。第二の批判は、自然に放置すれば財政上の大きな負担となり、しかもその負担の増大は雪だるまのように止ることを知らない状態になりゆくのであつて、これが政府をして定員定額制をとらしめた最大の原因である。しかし、この問題でも、せつかく民主的なよい制度を変えないで、昇格昇給の条件を最低条件としないで、ある幅をもたせて適当に調節するとか、人数の制限を厳にするとか、賢明な調整はありそうに思ふ。もちろん、財政当局において充分検討されたことは思われるけれども、ひろく公務員の意見も徹せず、いきなり閣議決定によつて封建時代に永く実施した定員定額制を実施したことは、封建制度への逆行であるというところは言い過ぎであるとしても、その臭いの濃厚なるものである。たとえ、定員定額制が封建的でないということがこじつけら

れたとしても、それを採用する前にひろく公務員に論議せしむべきであり、またこれが民主的である理由を充分説明すべきであつて、その採られた手段はきわめて非民主的であると言わざるを得ない。

定員定額制がとられて、昇給昇格の原資を見込まないとすれば、各組織体の俸給総額は釘づけとなりその枠内で管理しなければならぬから全員の俸給を釘づけとするかからざれば高給者の首を切つて低給者に代え、あるいは多くの欠員をつくつて余裕財源を残した上で、昇給昇格を行う以外に方法はなくなる。このようなことを強制的に行わしめることが封建的非民主的でないかどうかどうして言い得るであろうか。全員の俸給を釘づけにすることは言うべくして出来ることではない。欠員を多くつくることは事務の処理に窮するであろう。そうすれば、どうしても人事の新陳代謝をひんばんに強行しなければ他に方法がないことになる。このような人事を管理者が強行するとすれば、それは俸給の決定が一部任命権者の恣意にゆだねられることを防がんとする公務員法の趣旨と矛盾するものであり、憲法の精神にも反するものである。

私は定員定額制のもたらす最大の問題点は、この制度は封建的性格の強要であつて、民主主義崩壊の大きな要因となることであると信じ、これを最も深く憂うものである。

なお、戦前の封建性の強い時代の定員定額制について考えると、官吏の性格したがつて俸給の意義が現在の民主主義下における公務員の性格およびこれに伴う俸給の意義と全く異つていたこと、およびその時代の定員定額制は、判任官以上を規制するものであつて、雇傭人に対しては全く定員がなく、一定予算の枠内で個人契約のように自由に操作できたのであるが、現在の公務員制度では給仕小使に至るまで全部定員化され、これに定員定額制が採用されると全く動きのとれないことになること、すなわち予算操作の自由度において封建時代のそれよりも遙に窮屈であることを銘記すべきである。

次に定員定額制が実施された場合に、大学管理の立場から大学の特殊性に基く困難な問題が如何に多いかを考察してみよう。

(1) 大学の特殊性として教官の欠員が非常に多いこと
大学が学問の権威を重んずるところであるから、教官の選任は甚だ

嚴重である。したがつて、ある講座または学科に欠員があつても容易に補えない場合がしばしばある。

たとえば、ある講座の教授の欠員があつても、後継の人が教授となる資格がなく、他の大学から転補する適任者がないときは、適任者が出来るまで欠員のままで置くような場合が多く、助手一人採用する場合でも将来助教、教授に進む人であるから慎重を期する。

このように大きな欠員のままで定員定額制を適用せられると、第一に当初年度の標準予算がある期日の現員現給を基礎につくられるから、欠員のものは除外せられ予算規模が不当に小さくなる。その後において欠員を補う場合にも、おそらく定員の範囲内は無制限に許可せられるのではなく、その大学の予算の枠内で操作できる範囲内とするか、もしくは文部省が大学全体に対して持つて持っている枠内で操作する以外には許されないのである。後者の場合も一、二年は融通がきいても、すぐ行き詰まることは余りに明かである。この点欠員のほとんどない他の官庁と異なるところであつて、大学に定員定額制を適用せられると最も困る問題の一つである。

(2) 大学の特殊性として教官はほとんどその地位を動かさないから、新陳代謝の割合が甚だ低く、したがつて高給者が多いこと

大学の教官は終身を教育と學術の研究に奉仕する公務員であるから、ほとんど一つの大学に固定し、定年になるまでは他へ転じないというのが一般である。現在定年制を布いている約三〇校についてみると、平均六三才であつて、最低六〇才から六七才迄に分布している。したがつて、どの大学も五〇才以上の高給者が多数をしめる可能性を多分に持つてゐる。現在有為なる多数の青壮年をもつて陣容を固めている新制大学が定員定額制の適用を受けると、当初の標準予算が低級者を多数に含む現員現給を基礎として定められ、これが固定せられるときは、動きがとれなくなり、運営上至大の困難を感じるようになる。

また、大学の特殊性として新陳代謝がきわめて少いから、標準予算の枠内で昇給昇格の操作をすることはきわめて困難である。この結果は、やむを得ず俸給の足踏みとか釘づけとかを余儀なくさせる。これはすでに旧憲法の定員定額制下においても大学では至るところにその

例を見たのであつて、二等十一級というような人権を無視した俸給が堂々たる勅任官にさえ与えられていたのであつて、このような無謀を再び繰返したくないものである。しかも、その当時は職務俸、講座俸というようなものである程度補填されていたが、このたびはこのような措置が何ら講ぜられることなく実施されようとしているのである。

(3) 新制大学の大部分は未だ甚だ未完成の状態にあること

終戦後の教育改革によつて、いわゆる六一三—三四制が採用せられ、この結果すべての高等専門学校は旧制大学に吸収せられるか、新たに多数に出来た地方大学の一学部として組織せられるか、または専門の単科大学として独立したが、いずれの場合も三年制の高等専門学校から四年制の大学に移行したのであつて、学修年限が一年延長したことと大学の規模になつたために、当然定員の増加が考えられねばならず、文部当局は定員の二割増を予定し計画したにも拘らず、大蔵省の認めるところとならないで、そのまま放置せられて今日に及んでいる状態である。各昇格大学は非常な苦心をして陣容の強化と、教官に過負荷を忍耐してもらつて、それでも教育と研究に相当の成果を挙げてきたのである。

この状態において、定員定額制を適用し、昇給昇格が事実上出来ないとするれば、昇格大学はますます弱体とならざるを得ない。特に昇格大学は多くの場合、その内容を充実するために古きを去り、新進の人材を多数採用しているのに、(2)に述べたように当初標準予算はいちじろしく低位とならざるを得ないのである。したがつて、大学に対しては特別俸給表が出来てくるように、特殊公務員として取扱ひ、大学だけは定員定額制の適用から除外するか、然らざれば充分実情を調査して特殊な例外的措置を講ずることが望ましい。

四、むすび—定員定額制に対する希望

定員定額制の実施は前節に論じた如く、旧封建時代への逆行であり、民主体制崩壊の動因となる可能性が強いから、これを撤回して他の民主的な方法で公務員俸給の無制限な膨脹を避ける措置をとられることが望ましいが、すでに抜いた剣は鞘に収められぬというのであれば、私は大学管理の立場から次のことを要望したい。

a 新しい大学が適当に充実するまで、大学を定員定額法の適用から除外すること。

b もし、どうしても大学にも適用するならば、当初標準予算を現員現給に基かず、大学設置法の定める定員を基礎としてこれを定め、俸給単価は級別平均をある程度上廻るものとし二・三〇程度の昇給昇格原資が、毎年得られるように特別の取扱ひをすること。

T・V・Aと原子力博物館

大畑 文 七

本年二月、人物交流計画による米国政府の招待によつて、米国を三ヶ月間視察し、次で帰途欧州に廻り、英、独、仏、瑞西、伊の各国を旅行出来たのは、私にとつて少くとも世界情勢の一端を知る上に於て、極めて有益であつた。アメリカの視察に當つては、予ねてアメリカ繁栄の原因と現在及び将来に伏在する諸問題を、現実について研究し、併せて之が米国の教育制度並に教育実施に於てどんな連関性を持つてゐるかを知り度いのが私の視察目的の一つであつた。特に私の見たかつたのは、ルーズベルトの New Deal 以来アメリカの景気政策の支柱となつた公共事業投資の典型たるノックスビルにある T・V・A の現状と、もう一つは今後世界に一大革新をもたらさざらざる原子科学の本山たるオークリッジの見学であつた。地域的にも両者は極めて接近し、関連し好都合である。周知の如く今や世界は原子力の利用を巡つて興奮し、之が戦争利用か、平和利用かによつて人類の滅亡か、あるいは前代未聞の人間幸福を生ずるか大きな岐路に立つてゐる。そしてこの世界人類の運命の鍵を托せられてゐる原子科学の搖籃は、実にオークリッジ Oak Ridge 市に初まり、且つ現に此所に於て、その最大の発達を遂げているのである。

原子科学は、初めそれが、原子爆弾に利用されたために、その研究自体に就てさえ議論があり一部ではそれが人類の破滅と関連するといふ意

味でその発見自体が呪咀された。それは丁度嘗て黒色火薬を使用していた際、チリ硝石の独占的支配を逃れるために綿火薬、又はダイナマイトが発明された当時、ダイナマイト自体が呪咀されたと同様であつた。しかし問題は次の点にある。

(一) 一度発見された原子力の秘密自体は、それが善用されると否とに拘らず、特に危険又は弊害を伴うからといつて、之を未知の既往に押し返す事は不可能である。原子核の破壊とその龐大なエネルギーの応用並に之に伴う諸発見は最早や確固たる現実である。

(二) 従つて残された問題は唯原子力を戦争や人間の破壊に使用するの無く、平和と人間幸福の増進に利用する事であり、又その様に人間が努力するだけが大切である。

(三) 原子力と放射性アイソトープの利用が将来人間のため如何に幸福を齎すかは未だ誰れも明確に予測出来ない。嘗てフランリンが雲から電氣を誘導した時、彼は唯それだけを知り、今日の如きT・V・Aの大ダムによる大発電又は原子力による発電等は恐らく夢想もし得なかつた事であらう。マルコニーが無電送信を考えた時、果して彼は今日のテレビイを考へ得ただらうか。又ライト兄弟が初めて飛行機を作つた時、彼は今日のDC、6型やB二九の如き大型飛行機を考へ得ただらうか？ 同様に今後の原子科学の利用は全く新しい世界に属し、アメリカでさえ今後世界の全人類が共に研究すべき問題である、と告白している。しかも嘗て呪咀されたダイナマイトは今や鉱山採掘には必須の恩恵である。と同様、原子科学の内放射性アイソトープは医学、農業、工業、礦山等に應用され原子核破壊に伴うエネルギーは、発電、運輸等に活潑に利用されつつある。この事は又後段に述べるとして、オークリツヂは現在その最大本山である。凡ゆる人々が之を視察せんと念願するもの蓋し当然である。又私が異常に希望の目を輝かし、私のプルスを高めたとしても、決して偶然でなからう。

T・V・A政策とその功罪はすでに下火に属するが、原子科学の研究と原子核破壊事業並に之に伴う放射性アイソトープの生産は現今極めて注目に値する。特に原子科学が将来の世界を牛耳り、人類幸福の運命を左右するだけ、之に伴う教育計画を如何にするかは、なお重大な問題であ

る。日本は原子科学に立ち遅れており、今や、その立遅れの距離を縮め消極的にはその距離を現代以上に引離され度くないと考えると同時に、原子科学の教育計画に於て、今直ちに着手しても決して遅くは無かるまい。

二

私は当初ワシントンより出発して、ニューヨークを経て、主として東部地方の大学、教育施設等を見学した。そして之に約一ヶ月余を費した後、特にアメリカ教育委員会に依頼して、諸般の手続きと紹介をすました後、テネシイのT・V・Aとオークリツヂの見学に向つた。大学の事に就ては別に発表する時もある。茲ではT・V・Aとオークリツヂの原子科学事情、特に頁数の關係上、オークリツヂを主として叙述して見度い。忘れもしない。ノース、カロライナ大学のホルステン教授に送られた。

この附近は有名なヴァージニア煙草の中心地であり、農村の実状を知るには好適である。土地は必ずしも肥沃ではないが、化学肥料によつてやせた土地を大量的に肥沃化しているのが目につく。とまれ、単独にてテネシイ州の奥地に向つて飛び立ち、しかも途中で航空会社系統の關係から二度も飛行機を乗り換えねばならないのは正直にいつて心細く、旅愁を覚えざるを得なかつた。飛行機上から見れば青い灯、赤い灯で美しい都市の上を何回も通過し、機は山の奥へ向う。段々光の少い、山河の上を越えて闇の深い森の奥へ、ウス気味悪く吸い込まれて行く。二度途中下車して、愈々目的地的のノックス・ヴィル飛行場に着いた。飛行場からノックス・ヴィルの町迄は可なり遠い、レムジンにす早く乗り込んで、予約して置いたアンドリュウ、ジョンソン、ホテルに着いたのは、かれこれ夜の十時過ぎであつた。ノックス・ヴィルは町もホテルも思つたよりきれいな処である。翌日早朝早速、T・V・A本部を訪問、所長や技師に面会した。そしてテネシイ河流域のこの地方がもと多雨地であり、河や湖が多く、毎年のように洪水に悩み、農民を苦しめた時代から、映画と共に説明され、次で今日の、治水、灌漑、発電、舟航への発達を丁寧に説明され、沢山の諸統計資料を貰つた。特に私は予ねてこの方面に興味を持ち研究をしていると紹介されていたので、所長と特別

に面談し、現在のT・V・Aの運営状態並に議会の之に対する態度等を説明して呉れた。特に公益事業としての諸利点、料金問題等から、之を民間事業に払下げる事は是非、並に豊富低廉なる電気料金によつて、将来この地が化学工業その他電力依存工業の中心地となる可き見込を強調し、現に原子力工業はその典型的なものであると説明され、是で第一日を終つた。第二日は朝から車を出し案内の技師をつけて遠く態々説明して貰う親切を受けた。

車は同行のドイツ人と共にT・V・A本部の前からテネシイ河の上流奥地にドライブする。坦々たるアメリカの中部の平原地からこの辺りに来ると、日本の山間部に入ったような感じがする。山あり河あり、谷ありで、相当変化に富んだ景色が見えるが、どこ迄行つても、道路は羨ましい程立派なものである。乗心地は極めて良好である。最近完成せんとする龐大なキングストン水蒸気発電所の視察からT・V・A事業の大きなロードン、ノリス等のダムや、発電所を見学し、説明を聞いた。治水、灌漑、発電開門式航行、一つとしてその大規模なるに唯一驚するばかりであつた。それから愈々念願のオークリッジ市に向つた。途中丘陵性の山を何度も上下して行く、道路はアスファルト、コンクリートで固められ、幅広く、乗り心地は快適であつた。

オークリッジ市は丁度植民地の新開地に臨んだような感じが強い所である。町に入る手前から新しい急造の住宅が立ち並び、又大型自動車を買にした移動住宅が汎山並んでいる。道路も建築も一切新しくスタートした町である。実際オークリッジ市はどう見ても普通の都市では無い。行政的にいえば、当市は米國政府の所有する土地に造られた町であり、米國原子力委員会(A・E・C)が管轄しており、原子力工場で働らく、労務者の住宅並に諸施設迄提供している。そしてオークリッジ市民、二万三千人の内、僅かに千人即ち二三分の一の人が直接原子力委員会のために働らき、残余の者はこの委員会と提携した原子力工場と店舗に関係している。そしてオークリッジ原子力事業の従業員約九割は Union Carbide and Carbon Chemicals Company に働わつてる。同社はユニオン・カーバイド・カーボン・コーポレーションの支社であるが、此処では三つの主たる研究と生産機械の据付けをやつてゐる。

原子力委員会は、なおオークリッジ原子核研究所、テネシイ大学その他多くの製造物と提携している。一体何故オークリッジのような田舎の不便な所に原子力工場が出来たか大きな問題である。その内一つは今以て秘密にされて居るが、しかし他の理由は、次の様なものである。即ち戦時この原子力工場が作られた頃は、米國の各都市は、すでに軍需生産で一杯になつて行き詰つていた。即ち電力、住宅、工場等皆然り。しかしオークリッジは附近にT・V・Aの豊富な電力と多くの湖と河水を有し、且つ比較的疎開された遠隔地にあつたからである。当地は南西はクリンチ河に取り巻かれ、地理的には米國の中部に位して格好な安全地帯である。オークリッジ選定のマンハッタン地区の掲げた理由によれば、

一、大きな人口密集地より離れていること
二、自然的障壁によつて分離された、平地に於て、大きな敷工場が可能なこと

三、多量の電力が得られること
四、大きな水源に近いこと
五、鉄道自動車等の交通に便利なこと

等があげられている。町はBlack Oak Ridgeの南傾斜地の背部と麓にあり、格好である。序にオーク、リッジOak Ridgeの地名は「樞山の背」から出たものである。オークリッジ市の建設は、一九四三年に初まり、二年半かかつてゐる。当市は若い人が多いために、米國随一の出生率を示し、三万二千の住民中、八千人は就学児童であり、未就学の子供も殆ど同数いる。

工場は自然の山間に在り、山が自ら障壁となり、安全である。気化融合工場、ウラン二三五製造所、研究所、特に生物、化学、物理、工学等の基礎及び応用研究所等がある。当市は戦時の盛んな時には人口七万五千人もあつたが、今日でも三万二千人以上いる。工場の周囲は鉄条網の柵を廻らし、従業員、特別許容者以外は入れない。オークリッジ市は工場の東北部にあり、国有地の九十平方哩の内、二十哩を占めている。一九四八年より四九年にかけて、隣接地が開発され、四五三家族を入れる、二九の田園型のアパートが出来た。之は従来一時的の家屋では割高にいつたからである。又他の地域に五〇〇個の住宅と三五〇の新アパート、一

〇〇〇個の列式新型住宅、五〇〇個の新住宅が建てられている。又新しく中央商店街が作られ、高等学校もグラマンマー、スクールも二校竣工されているが、何れも極めてモダンな建築物である。

オークリッジ市は通常の市会とか市議会の代りに米国原子力委員会のオークリッジ監理事務所がある。そして之が直接担当者と契約を結び、警察、消防、市街建設維持、電気ガス等の市行政をやつてゐる。オークリッジの学校制度は制度自体は自主的だが、アンダーソン地区学校と提携して運営されている。商人及び商業施設は長期借地又は許可契約の下に行われている。市長は重大な時交替するだけである。教会は例外的に土地所有を認められている。住宅その他の財産は原則としてAECが管理しているが、昨年初めて住宅保護法の下に売賃用の個人住宅が建築された。之が最初の民間住宅である。そこがオークランド市は元来テネシ州内の一つのアメリカ連邦の島のようなものであるが、段々Jonesboroの如き自治州の一部に似て来つつある。そして、オークリッジといへば、原子力、原子力といへばオークリッジを想起する程、オークリッジは今や名実共に、原子力時代の搖籃期を過ぎて、成熟し切つた米國最大のエネルギー、センターとなつてゐる。即ち米國中で最大の各種原子力研究所、生産工場が存在するのみならず、此処には米國原子力委員会AECのオークリッジ事務局がある。之は七つの地域を管轄しており、オハイオ州のデイトン地域、ケンタツキー州のポーツマス、クリヴランド州のバツカ地域、オハイヨ州のフェルノール地域、ミヅリーのセントルイス地域、ニューデヤーンシイのニューグレンスウィック地域に分れてゐる。そしてデイトン附近のマウンド研究所は重要な研究施設を持つてゐる。バツカには気化融合法によつてウラン二三五を分離する十億弗工場が建設中であり、オハイオのポーツマス附近では、十二億弗の気化融合工場が、又オークリッジではK-25附近に四億六四万ドルの気化融合工場が出来つつある。又ウラン二三五分離のための電磁工場がある。国立オークリッジ研究所、ウラン原子炉、サイクロロンも皆ここで行われ、Van de Graaff 発電機 Cockcroft-Walton 加速機、その他の原子核装置等もここに置かれてゐる。又テネシイ大学はAECと結びfusion producerの食用動物への影響を研究する大きな実験農場を持つてゐる。原

子核研究所では、原子科学の研究と講義を行つてゐる。即ち米國各州及び外国から放射性同位元素の使用法を短期講習してゐる。又ガン手術に対する放射性アイソトープの研究を為し、アメリカ原子力博物館を經營し、米國に秀れた科学者を供給するため、広く奨学金を出す計画を持つてゐる。

原子力博物館 American Museum of Atomic Energy は、ワシントンに在る五人の委員から成る米國原子力委員会通称 A.E.C. のために、オークリッジの原子核研究所によつて運営され、非営利的組織で、三十二大学が関連してゐる。AECとの契約の下に、多くの研究と講習をやつてゐる。館は平家建で、内部には多くの模型、図示、写真、統計、地図が展示され、原鉱、その地理的分布、原子炉の模型、ウラン、二三五、二三八の秘密説明、原子核破壊の有様、連鎖爆発の状況、マジック・ハンドの実演、アイソトープの医学、農業、鉱工学への応用、エネルギーの交通運輸、発電等への利用等に、万般に対して平易簡明に教えて呉れ、実に多くの資料が手に入る。一般人は勿論大学生から高校生徒まで先生に引率されて現場で説明を受けてゐる。

三

私が特に興味と関心を惹いたのは、米國では科学者を要望してゐるのに、必ずしも其が増大しない傾向にあり、しかも今後一九七〇年と一九八〇年の研究成果と今後の盛衰は現在の小、中、学校生徒如何に在るか、之等の児童に科学教育を普及する事が最も重要である。このために「科学展示会又は巡廻講習会」をなし、普通の学校カリキュラムの補充をなす事業をやつてゐる事であつた。又前記 Science Fair Work 科学展示会事業の地方会議が行われ、生物、化学、工学、数学、物理、研究所の事業、産業発達等の平易な展示会を行つて地方の児童や一般人の興味と関心を高めつつある。又、原子力委員会は多くの資料やフィルムを貸与し教育に資してゐる。特に各種のカラー・フィルム、映画等を作成して、科学の普及発展に供してゐる。

今からでも遅くはない、日本は原子科学の研究に力を入れると同時に平行的にその教育の普及に出發すべきであらう。

成という点では高校以下の学校教育と何等区別されていない筈である。だからこそ専門教育は多少犠牲にしても一般教育が重視されているのであり、これによって均衡のとれた良識ある人間を作りその基盤の上に専門家を作ろうとしているのが新制大学の本来のねらいであったと思う。

しかし実情はその通りになっていないところに問題がある。趣旨は極めていいにも拘わらず、これが教官にも学生にも社会人にも充分理解されていない。たとえ理解されていても、現状に対する失望感がある。そこで一般教育は却って軽視されたり、又専門教育の予備的コースであるかの如く考えられる場合が起り得るのである。即ち大学の教官は概して旧制大学の専門家養成を目指すことにのみ窮々として、かつての旧高校のなくなった穴埋めをしようとしなない。制度的に決められてあるから止むを得ずやるというような考え方さえあり、従ってこれはなるべく早く切り上げて、少しでも専門科目の時間を増そうとする。一般教育はこのように先ず教官によって圧迫されているくらいがある。しかしこれは考えて見ると、教官のみの責ではない。学部によっては専門家を作るのにはシニアコースだけでは不十分だから勢いジュニアコース即ち一般教育へ食い込まざるを得ないという事情もあるであろう。ここに大学の年限延長の問題が起り得る可能性がある。又一般教育担当の教官のお座なりなやり方に対する失望もあるであろう。又設備や図書の不足りに対する不満もあるであろう。一般教育の趣旨によれば、人文・社会・自然各科学の三部門が大きな視野のもとに相互的に緊密な関連を保ちながら教えられなければならないのに、それぞれの科目はそれぞれ勝手に、或は準備教育的に、或は部分的に講ぜられて、均衡のとれた全的人間の形成を見がしている傾向がある。又学生もその趣旨を理解しないで、なるべく安易な科目を選び、単に単位さえ取ればよいという傾向がある。一例を挙げると、われわれの大学で主として女子学生のために生活科学を一般教育に加えたところ（このような科目を加えること自体にももちろん問題はあつたが）、物理や化学のような内容のむづかしい、又単位の取りにくい、しかし極めて重要な科目をなるべく敬遠して、これへ圧倒的多数の男子学生までも殺到したので驚いたことがある。又人文科学では哲学は基礎的な教養科目であるにも拘わらず、むづかしいのでこ

れ又敬遠され勝ちな傾向がある。これでは一般教育の趣旨は決して生きて来ない。社会人も亦概して一般教育への関心が薄い。社会人のこれに対する考え方は卒業生採用に際して最も鮮明に表われる。即ち彼等は専門科目を重視して一般教育は高く買わない。もっとも東大教養学部のように四年間を通して高度の一般教育を経たものは就職率がよく、特に外交官等高度の良識を必要とする方面では歓迎されているように聞いている（これは優秀な教官陣容をもってゆっくりに年数をかけてやれば歓迎されるが、一般の大学のようなやり方では中途半端で軽視されるということを示すものではなからうか）が、一般事業界ではやはり昔風の専門科目を重視して、一般教育はそのアクセツサリーのようにしか思われていないようである。これも無理からぬことで、一般教育をかけた足で単位だけ稼いで少しでも早く専門の方へ移ろうというような現状ではそう考えられても止むを得ない。だから社会人の一般教育に対する認識不足を云々する前に、大学側でこれをどうすれば当初の趣旨にそつた実効を挙げ得られるかを工夫することが先決問題である。

この問題について、今更持ち出しても一笑に附せられるかも知れないが、私は旧制高校を廃止したことは、当時の事情としては止むを得ない措置であつたとはいへ、惜しいことをしたものだと思つて残念に思つている。旧制高校の教育は実用主義の立場から見れば無用な遠まわりであると思つてきたかも知れない。又あの弊衣破帽の恰好で現実社会を眼下に見下して大道をかつ歩するような生活は、紳士的教育を重んずる人からは苦々しく感ぜられたかも知れない。しかしこのような高校三年の教育こそ真に人間の基礎を作る教育であつた。青年は純真な理想と意気に燃える時代で、現実はどうであろうとも、常にゾルレンとしての立場から人生を論じ社会を批判し、一切の拘束を排して自由を求め、時としては彷徨的な偽悪的な行動も敢えてする傾向があるものだ。こういう青年特有の心理にアツピールする学校が旧制高校であつた。この間に人生の方向と基盤が培われ、又学問への情熱も育成せられ、自由かつ達な人間の基礎も築かれたのであつて、そこには就職問題はなく、卒業すればこれからのいよ大学だという希望があるのみであつた。だから別に立身出世など眼中にする必要はなく、読書と思索によって自ら人生観を作り、教室での

講義も単位稼ぎではなくして真剣に聴き又忌憚なき批判も浴せたものだ。

然るに今の学生はどうであるか。新高校は一応完成教育として就職に役立つような、或は大学へ入ろうとする者のためには予備校のような観を呈している。大学へ入れば初めから就職を気にしながら少しも安易に又有利に単位を取得しようとして、著しく功利的になっている。青年の意気と情熱は、そのはけ口を失って、わずかに左翼的な思想と時にそいう行動的意欲によって補っているような状態ではなからうか。思えば今の学生は可哀想だ。経済的事情は悪くしてアルバイトに狂奔せざるを得ないし、青春の理想と情熱を純真に発散させる場もひまも持ち合わせしていない。われわれは今日の学生の在り方をかれこれ言う前に、日本の国情から見ても今日の大学のやり方や制度はこのままでよいのか、乏しいながらもっと学生が純真に楽しく勉強し得る場を提供する必要があるのではないか、そういったことが強く反省させられる。

そこで今一度旧高校のような自由な中にも極めて厳しい眞の勉学意欲と明朗かつ達な人間形成が行われ得るような旧高校的なコースが欲しいと思うが、しかし今のように、学校制度が細かく枠の中へ入れられてしまった以上は、旧高校制の復活などいうことは夢のような話であって、最も手近で可能な道は、今の前期二年を本来の趣旨にそうて実効あらしめるように工夫することである。それには少くとも大学教育の前半から実用主義を排除する必要があると思う。何となれば一般教育コースが圧迫され軽視されるのは概して実用主義の立場からであるからである。元來教養というものは断片的な知識の集積ではなく、人文・社会・自然の三部門における消化された知識が調和を保ちつつ人格の基底に宿り、現実の事象に対する正しい判断力として考え方と行動を支配する良識の育成でなければならぬ。それは専門的知識のような個々の実用に合う知識のことではない。一見役に立たないように見えても、やがては専門の基盤となり、又人間としての豊かさの源泉となるべきものである。それは言わば背景的知性であり、従って単なる講義のみや単位稼ぎで得られる底のものではなく、自らの思索や読書により、さらに又あらゆる生活体験の中からも次第に身につけてくるべきものである。今のよう

に、一時間の講義に対して二時間の予習復習をするような立前になっていても、そういうことは第一学生がやろうとしないばかりでなく、参考書も買えないし学校でも整えてやれない、施設や器具も極めて不十分でこの点アメリカなどは比較にならない現状では、こういう風になつていくこと自体が現実と副わない。だから試験さえ通って単位がもらえればいいということになり、甚だしきは人からノートを借りそれを写し暗記して試験をパスさえすれば単位をもらえるというようなこともあり得る。これでは教養が身につくなどということは望み得ないことだ。

そこで一方では文部省あたりで教養コースを別に新たに設ける代りに現行制度を有効に活用するつもりになって、一般教育に対する予算を増額することに努力し、他方においては大学自体において教育も学生ももっと真剣にこれに力を入れて内容を充実するように工夫する必要があると考える。もちろん語学や体育もこれに準じて扱うようにしなければならぬことは言うまでもない。

さらにこれを実効あらしめるためには、制度的にも種々の工夫が必要であると思う。例えば教養コースであるべき前期二年が終った学生は、どこの大学へでも進学し得るようにしてはどうであろうか。恐らくそうなれば、一方では一般教育コースはシニアコースへの予備門的性格になる弊は生ずるであろうが、しかし同時に今のようにお座なりに終らないで実力については行くようになるであろう。のみならず地方大学は旧制大学に劣らないようにと一層努力することにもなり、又私学もぐすぐすしてはいらなくなると思う。

今一つは専門科目の教育で不十分を痛感する学部は今のよう一般教育にしわ寄せをする考え方でなしに、年限を延長する工夫をすべきではないであろうか。一般教育を縮減して専門教育を多くすることは、結局人間形成の重要性を無視する旧大学式の考え方だ。旧制では旧高校又はそれに代るコースがあつて、そこで一応人間形成の使命は果されたが、今の高校はそういう性格は持っていない。従つてそうなれば一体どこで人間を作るのか、専門科目の教育を通して人間を作るのだとも言えないことはないが、それでは知的若しくは技術的に偏向した人間になる恐れがあり、近代文明の過誤を再び繰り返すことにはならないか。それより

はこの際一般教育は現行制のままにして、その上にさらに専門教育に充分の時間をかけるようにすべきであると思う。この場合大学院の修士課程との関連において年限問題を解決する道がありはしないか。修士課程も学問から云っても就職からいっても中途半端になる虞れがありはしないか。とにかく私は一般教育の現状が当初の趣旨から遥かにずれて来ているのを見て、この重要な、新学校制度の骨格ともいべきものがいつの間にか骨抜きにされようとしているのを憂慮するのあまり、せめて旧高校に代り得るものを何とかして大学課程の中に生かしたいと念願するものである。

この外今の大学教育には、濫立された多くの大学を今後どうするか、地方大学の貧弱な施設はどうすれば改善され得るか、又一般に大学予算の貧困をどう解決すべきか等切実に未解決の問題が多々包蔵されているが、とにかく大学は出奔後相当の年数を経由して幾多の貴重な体験を経て来た今日、日本の大学を国情に合ったよりよき大学とするために、学問研究の水準とその応用を一層向上させるために、又窮迫の中に頑張っている学生のために、われわれは強く自己反省をしなければならぬ段階に立ち至つてゐると思う。

「これでいゝのだらうか」

大分大学長 花田大五郎

「これでいゝのだらうか」

この不安と危惧の念は私にこびりついて離れない。支那事変が拡大して、「蒋介石を相手にせず」などと傲語した時もさうであったが、英米を敵に廻して開戦した時もさうであった。併しあの時は軍の方に何か確信があつたの事だろふと思ひ返したのであつたが、やっぱりいけなかつた。無条件降服となつては、不如意のことも辛棒する外はないと腹を決めてはいたものゝ、その後の日本人の物の考え方は私をして又も

「これでいゝのだらうか」

と不安がらしめるのである。占領政策としてアメリカが我国に「民主主義」を押しつけたのは、人類進歩の目標を与えて呉れたものとして一応善意に受取るとしても、その意図の中には、日本の求心的結束性を破壊し、復興に就ての精神力を弱めることが含まれていたことを私は看過することが出来ない。併しアメリカ側に立って考えれば、私はアメリカの考え方を無理とは思わない。ただそれを押しつけられた日本人側の、ものの受取り方と、考え方とに対し、不満と不安とを禁じ得ないのである。

「民主主義」がいいか悪いか。之に就ては英国でも学者思想家の間に、相当期間よく意見が闘わされたものである。何事にも利と害との両面があるから、その両面を叩いて、善き点は採り、悪しき点は捨てる、乃至修正してこそ、過誤に陥ることから免れ得るであらう。英国の思想の概して健全なのは、おのづから由来する所があると私は思ふ。然るに我国人の受入れ方はどうであるか。「民主主義」とはどういうものであるかの理解さえ不十分であるのに、又国情の相違もあるのに、押しつけられた「民主主義」を、無批判に、無条件に、至上命令の如くそれを絶対的のものとして、これに反する者は逆賊でもあるかの如く、それに盲従雷同してゐるところに、私の

「これでいゝのだらうか」

という不安と危惧が擡頭するのである。日本人は従来の盲従的雷同的な態度を改めて、自己の良識により、自己の正しい判断によるように考え直すべきではあるまいか。少くとも正しい民主主義の為から言つても、そのように導かれ、養成されるべきではあるまいか。

憲法に就てもさうである。私は国の独立は自主憲法、つまり他からの強制や干渉によらず、国民みづからの自主的意思の結集によって作成された憲法を基礎とすべきであると考え。即ち自主憲法あつての独立であると考える。押しつけられた憲法が行われているようなところに眞の独立はあり得ないと信ずるものである。我国の現行憲法は、形式こそ我國両院の議決によつて成立したものであるけれども、あの憲法の内容に就ては、それがアメリカ製（多少修正の箇所はあつても）である事實は誰も否定することは出来まい。私個人の感情は斯の如き憲法に対し甚だ屈辱を感じる。斯の如き憲法の下にあることを快しとしないのは、恐

らくは真の独立を欲する一般国民の感情であろう。ただ不可解なのは、社会党あたりで、一面国の独立を叫びながら、一面斯かる憲法を擁護すると唱えていることである。

一方保守政党では憲法改正の意図を持って居り、鳩山内閣では、憲法改正の調査委員会の如きものを持つことにして居る。だが、それも、憲法第九条を改めて、自衛の爲には軍隊を持ち得るといふことをハツキリさせたのが主眼であつて、それにはアメリカの尻押しもあるといひ、それが即ち社会党の反対する所以だともいふ。そして嘗ては憲法改正をその政見の一とした鳩山氏が、「憲法を改正すると言つても、民主主義を改めたり、家族制度を復活するようなことはしない」と声明したりして居る。すべて物の考え方が甚だ低調であるように私は思う。

自主憲法を欲する気持から言えば、現行憲法を若干改正してそれでいいとすべきものではない。新に自主憲法を日本人自ら制定し、之が出来たときに現在の憲法を廃棄すべきであると考え。だから私は、憲法を擁護しようとする人々に対しても、改正しようとする人々に対しても、「さういふ考え方でいゝのだろうか」と心配するのである。

政治のあり方、政党のあり方、労組、階級闘争、などに就ても、私は「これだ、いゝのだろうか」と、不安と危惧の念に堪えないのであるが、教育界に就てもさうである。

元来「教育基本法」というのが、押しつけられた新憲法から派生したものであつて、その前文の如きも、自由なる日本人自体から發せられた意思の表現とは思えない。冒頭の「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した」の「われら」とは、あの憲法を制定せしめた側の「われら」であつて、日本人である「われら」とは何だか乖離しているような感を持たしめられるのである。殊に「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育」という如き觀念的抽象的言辭は、もっと具體的のものを把握したいわれら日本人に取つては、わけわからぬ、少くともわけのわからぬ表現である。

之を要するに私はこの教育基本法に対して

「これだ、いゝのだろうか」

と危惧するものである。それは、日本が真に独立する爲には、独立日本国民を教育養成する爲の自主的教育基本法を持つべきであつて、いつまでも占領政策の一端として押しつけられたものに随順すべきでないと思ふからである。

今日の国民教育、高等学校教育、大学教育等についても、私は常に「これだ、いゝのだろうか」

と心配せざるを得ない。民主党と日教組とのなぐり合い、教科書の問題、教育委員会の問題、短期大学の問題、就職行詰りの問題、教育不徹底の問題、国語破壊の問題、日本の教育は結局何処に乗りあげるかの問題等々、考えてみれば一として

「これだ、いゝのだろうか」

の危惧を深からしめざるものはない。その一々の問題の解決もさることながら、その根源は、それらの基本である憲法や教育基本法に於て、本當の自主的な抛り処が確立してない点にあると私には思われる。斯くて私は「豺狼路に横はる、焉んぞ狐狸を問はむ」の感を深うするのである。

斯の如き深憂を心に蔵しながら、さて、私自身を顧みれば、何一つ出来ることはないのである。身は学長の職にありながら、学内の事務すら、学生の指導すら、人事すら、自分で出来ると思ふことは殆んどないのである。斯くて私はつくづく思う。

「私はこれだ、いゝのだろうか」

一、事業報告

1、第二常置委員会

日時 昭和三〇・六・八・(水) 午前九時半
場所 東京大学大講堂南側会議室
出席者 小池委員長外各委員、大畑委員大杉委員欠席
文部省春山大学課長

議事要旨

一、新制大学における専門教育科目について

大学基準協会専門教育研究委員会の商経学部専門委員会及び工学部門委員会において、それぞれ検討した概況報告(別紙配布)を参考に取らげ、この報告の内容を中心に検討を加え、種々意見を交換したが、結局、現在の新制大学は、その成立の過程から見ても、教員組織や施設など実質的に相違しており、これを劃一的に考えることは困難な実情にあるので、各大学は、その教育目標、所在地の事情、大学の施設、教授陣の構成等は伝統等を考慮し、一般教育科目は別として専門教育科目をしぼって選択科目に巾を持たせそれぞれ特色を生かすよう組み合すことが望ましいとする意見が多かったが、いまだ結論を出すまでにはいたらず、本委員会としてはこの問題を取り上げなお充分検討することとした。

二、新制大学における授業科目について

新制大学における一般教育及び専門教育の授業科目の組み方は、その大学の教員数や学生数より見て、必ずしも当を得ていない点があり、これが措置は今後の大学教育の在り方から非常に重要な問題であり、このことについて、文部省において作成した資料(別紙配布)について一応検討したが、この資料では科目単位数、教員数、学生数との対比が困難なので、正しい判断を引出すまでにいたらず、仍つて

法、経、文、理、工、農別に代表的大学について調査し、先ず実態を把握することとし、これに基いて更に検討することとした。

一、その他

明九日の部会に、高等学校教育課程の改訂についての木下会長の答申、大学の入学選考に高等学校で作成する調査書(五段階)を如何に活用するか及び浪人入学の問題等についても検討することを申し合わせた。

2、第六常置委員同専門委員会

日時 昭和三〇・六・八・(水) 午後一時半—四時
場所 東京大学大講堂会議室
出席者 沢田委員長、小華和(帯広大)、鈴木(岩手大)、内田(東工大)、中山(一橋大)、勝沼(名大)、清水(名工大)、大羽(神船大)、藤井(福芸大)、谷口(香川大)各委員

進藤(東大)、佐藤(東工大)、樺島(東外大) 各専門委員

文部省側、前田庶務課長、中尾計画課長、安養寺大
学課次長

一、大学財政の確立について

1、大学の特別会計案については、文部省内藤會計課長が大蔵省に説明したが、一兆円の予算の枠もあり、政府支出金増となることから、授業料値上で賄えというような反駁もあって物分れとなったことである。文部省としては、四囲の情勢からこの問題は取上げないでほしい意向である。

2、文部省内に国立大学の財政を確立しその整備充実を図るための強力なる審議会を設置するよう総会で要望したが、これは構想が大きすぎるので大学財政のみの委員会を設けることとしてその三〇年度予算を計上したが削られたとの由である。

3、大学関係の予算は三〇九億であるが、基準経費の増は実質的に増

となつていなす。

私学振興に力を入れているが、私学にも及ばない国立大学すらある。

4、給与について

イ、管理職手当は二次復活までをやったが通らなかつたらしい。

ロ、定員定額制の問題は、その実施内容が不明であるから、明日の総会で文部省に質すこと。

5、教官研究費等について

イ、科学研究費を増額し乍ら、教官研究費増加要求が削られて甚だ困る。この行き方については、大学の立場から充分研究する必要がある。

ロ、学会が戦後増加したのに、旅費が減額されて甚だ困る。

以上のような話があり、明日の総会には、大学財政確立の問題と本年度予算について、文部省に質問することになった。

二、施設整備費について

1、文部省中尾計画課長より、大学設置審議会の施設基準を基礎とし、これを三年計画にまとめて、第一次として十三万七千坪百億円を計上したが、大蔵省は重点主義をとって廿一億に圧縮し、文部省の自由裁量の余地は、二億四千万円になってしまった。戦災復旧は廿九年度末で、六三%復旧したが、卅一年度要求からは「危険校舎復旧」の柱を立て、大蔵省にあたりたいとの話があつた。

中山委員より学校債により整備する方法もあるとの提案があり、この点も研究することとした。

2、沢田委員長より、施設の実態調査をしたので、そのための旅費を本協会の調査研究費から補助して貰いたいと意見があつた。

三、第一常置委員会との合同会議について

沢田委員長より、大学財政確立の問題は、大学制度確立の問題と合せて論すべきであるから、第一常置委員会との合同委員会を開きたいとの提案があつた。

3、第一一回総会議事要録 (第一日)

日時 昭和三〇・六・九・(金) 午前十時

場所 日本学術会議

出席者 各国立大学長

文部省 稲田大学学術局長、清水人事課長、春山大学課長

矢内原会長議長席につき開会を宣す。

一、学長交替について

会長から前総会以後における学長交替について、次の通り報告と紹介があつた。

大学名 (新)

山形大学 関口 勲

商船大学 井関 貢

岐阜大学 吉井 義次

大阪大学 正田 建次郎

奈良学芸大学 学長事務取扱 宮本 陸治

和歌山大学 岩崎 真澄

香川大学 谷口 吉彦

二、会長より次のような事務報告があつた。

(一) 役員会について

会長より、四月二十八日の役員会においては、(1)大学設置審議会

委員推薦の件 (2)国際大学協会第二回総合にオブザーヴァー派遣の件 (3)国立大学関係の予算の件について審議した。(会報第八号三

一頁所載につき省略)また、本日の役員会では、(1)総会運営の件

(2)国際大学協会総会へオブザーヴァー派遣の件について協議した。

後者については、文部省から旅費がでるならば派遣することとし、

人選を役員会にお任せ願いたいと話合ったとの報告があつた。

(二) 学生就職対策中央本部委員・幹事推薦について

(旧)

森 平三郎

菊植 鉄三

学長事務取扱 高橋 悌三

今村 荒男

能勢 朝次 (二月二十五日逝去)

糸魚川 裕三郎

学長事務取扱 松阪 富之助

会長より、労働次官から右につき依頼があったので、委員には事務局長進藤小一郎、幹事には第三、第四常置委員会専門委員斯波義慧を推薦したとの報告があつた。(会報第八号三六頁所載)

(三) 大蔵当局との大学財政懇談会について

会長より本年一月三十一日に、会長、第六常置委員会委員長、同専門委員が、大蔵次官並びに主計局長等に会い、大学財政の諸問題について話合つたとの報告があつた。(会報第八号三八頁所載)

三、本協会の要望事項に対する文部省の処置について

右につき稲田大学学術局長より、次のような説明があつた。

1、大学財政審議会設置について

審議会としての予算は認められなかったが、調査費は引続き計上し認められたので、調査を進めたい。

2、学生健康保険制度について

学生の罹病数等の基礎的調査を完成して、保険制度を考え、更に実施方法も合せて考えたい、目下努力中である。

3 国立学校予算について

予算は、全般的に節約を蒙つて情況が悪くなつた。特に經常費の削減は、学校の経営上困難を来し、この点甚だ遺憾である。国立大学では一〇億の増である。そのうちの五億は附置研究所と、病院関係で、他の五億は基準的経費であるが本質的にはこの分は増にはなっていない。この点来年度は力を入れてゆきたい。科学研究費も国会の修正により一億四千万円の増となり、日本育英会は二億増、学徒援護会に三千万円の増となっている。(後者は寮建設費を含む) 学寮建設費の問題は、国立大学にのみ向けることは出来なかつた。(寄附金は国立大学は受けられなくなる、この点お考え置き願ひたい)

なお、定員については、七五七人増のところ行政整理六八二人を差引き七五人増となっている。

四、本協会昭和二十九年年度決算及昭和三十年年度予算について

右については、進藤事務局長より、別紙につき説明があつて、可決された。

五、教官の給与について

文部省清水人事課長より、次のような説明があつた。

大学教授の待遇を根本的に改善することについては、法律的にも財政的にも困難の事情にある。然しできるだけ努力はしている。職員級の別定数の改訂の問題については、上級者の頭打ちのこともあり人事院と交渉中である。本年度から予算の編成方針が変り、定員定額制度が実行されることになる。文部省としてはこれが実施は少くとも三ヶ年計画とし、その間に若干昇給の意味の給与の増額を認めて貰いたいと考えている。その他危険手当又は険悪の事務に従事する者の特殊勤務手当、講座給、地域給なども考えねばならぬ。

職務俸の問題にしても、教育公務員特例法に部局長として認められているものもあり、認められていないものもあるが、およそ附属施設の長も加えると千人位となり、予算の裏付けの見通しがつかない。困難な問題であるが、予算の実施とにらみ合せて努力したい。

以上説明に対し質疑応答があり、特に学生部長を部局長として認め、待遇をよくするよう努力してほしいとの要望があつた。

六、各常置委員会の協議状況報告

各委員長から、それぞれ所管事項について、次のような報告があつた。

第一常置委員会滝川委員長長代山田氏

特別に報告することはない。

第二常置委員会小池委員長

特別に報告することがない。

第三、第四常置委員会代表戸田氏

先般開かれた第三、第四常置委員会の専門部会で次のような話合をした。

(一) 学生健康保険については、文部省の調査が昨年十月に始まり本年の十月に完了するというので、その調査に基づいて昭和三十一年度から大学各個に保険制度を実施したい。ただ学生の保険料の負担が多くなるので只今考究中である。

(二) 学生の就職問題については、各大学によって区々であるが、本年

四月迄に就職した者は平均四〇%程度の成績なので就職斡旋と就職先の開拓方法を考えたい。就職対策本部が設けられたのは一歩前進である。

(三) この総会には学生部長を帯同し、学生補導の問題を促進されたいとの申出があった。

(四) 補導職の身分保障と補導厚生方面の予算を充実して頂きたい。

第五常置委員会寺沢委員長

報告することはない。

第六常置委員会沢田委員長

大学財政の確立については、特別会計制度の設置が一つの鍵ではあるまいかとの構想から専門委員会を設けて研究中であるがまだ明確な線が出ない。施設整備の問題、職務俸、研究俸等これらの問題につき大学財政審議会設置の要望と共にこれが実現に努力したい。これらの問題についても午後の委員会で相談したい。

第七常置委員会柴沼委員長

特別に報告することはない。

午前十一時五十分松村文部大臣が臨席されて挨拶があり、会長、森戸副会長、中山一橋学長から別紙のような希望を申上げた。

松村文部大臣……議会の都合でおくれています、大変申し訳ございません。私、文教の重責を担いまして、誠に責任の重いことを感じておるのでございます。全く素人でございまして、なお又、苦心をいたしておるわけでございます。私の感じを極めて素直に申し上げますならば、今日の六、三、三という制度は、まけいくさをして国力が疲弊した今日において、極めてつり合ひのとれないものであることは、否めない事実でございます。終戦直後に、前田多門さんが文部大臣をやっておられた時の次官の河原春作さんからいろいろ説明を承りましたが、戦争前の教育審議会で、六・三・三の制度は審議では決めたいけれどもこれは理想案でやはり国力に沿わないがために棚上げになっているのだということを、私は伺つたのでございます。戦争前の国力でさえもなおかつ釣合いがとれない。それがいくさにまけて、国力が疲弊しつづいた時にやろうというわけでございますから、これは国力に沿わない

制度であることだけは、いかなながらそのまま認めざるを得ないと思ふのであります。しからば、国力に不釣合いであるがために、この制度を崩壊せしむることが出来るかという問題になりますと、過去八年の間非常な努力をいたして今日までもつて来た制度を今からほり出すことは出来ませんことは、これは申上げるまでもないことでございます。私共は教育に従事していらつしやる皆さん始め各方面の方々お互に努力していかなければなりません。不釣合なものだからお互いの力で完成するのだということを基礎観念においていかなければ、本当に出来得ないことをやるということになるのでございまして、これを私は考えておるわけでございます。お互の協力によって完成して行かなくちゃならない。そうして、この問題については、日本の国力のほうを一つ早く回復してもらつて、国力の増進という点からこの制度と釣合いがとれるようにしなくちゃならない。その間は、お互いに最大の力を傾けて守り通して行くということではなければならぬと思ふのであります。どうか、このことをぜひ、すべての考えの基礎にお持ち願いたいと思ふのであります。しかしながらどうかといつて、国としてやるべきことは、これはやらなければなりませんのでこの点は、国として出来るだけのことは、やらなくちゃならないということは、勿論為政者として当然のことでございます。私は、その意味においては最大の努力をいたさなければならぬと考へますが、大蔵当局の云い分を聞きましても、今年はいわゆる緊縮予算であつて、来年からは今少しゆとりがつくという見込をもつてるのでございます。果してその通りでございますならば、来年からは、今少し余裕をもつて施策をいたすことが出来ると思ふのでございます。余裕をもつといつても、ほかとの釣合を見ながら、やつて行かなければなりません。来年からは今少し施設を拡充して行きたいと思ふのでございます。そこで、大学の施設のことでございますが、これは、ここまで、ふやしましたならば、この辺りで一応くぎりをつけまして、これからは大学の内容の充実ということに専念をいたして、そこへ主力を傾けていくべきではないかと考へておりました、来年の予算を、私共この議会が済みますれば、すぐ次の予算を組まなければならぬように思うのであります。

ますが、大学に対する施設は、その内容の充実に要するものを主として、以後大学の数をふやすということは必要止むを得ないものに限る必要があるのではないかと考えます。どうして、我國のレベルを世界なみに引上げることが出来るかというのを考えますと、大学の間口を拡げるよりも奥行きを深くすることが当然、当面の問題となるのではないかと十分に努力したいと思うのでございます。どうかこれらの点につきまして、ぜひとも御意見を承り又、御協力をお願いしたいと思うのであります。今思っております方針の大体を申し上げた次第でございます。

会 長……国会のお忙しい中を我々のために時間をおくり合せ下さいまして、御出席下さいまして、大変ありがとうございます。戦後の教育制度が、国力にふさわしくないというお話でございましたが、民主主義の精神に従った新しい教育のやりかたということについては、私共はこの制度そのものがまちがっているとは思っておりません。新しい日本国を建設するための高邁な理想をもって教育並びに研究に従事しておるわけでございます。併しながら、いろいろの点で物的、精神的な面で苦しいこともございましたけれども、その中で国立大学の教育者は非常に努力して、学生の教育もし、研究成果をもあげておりますことは、外国の人達としても承認されていると思えます。私が特に大臣にお願いしたいと思えますことは、日本の国の政治の全体において、教育をより多く見るかという問題でありまして、予算が限られておりまして、つまり国民の経済力も限られておりますが、与えられた経済の中において、教育にどの程度金を出すかということが日本の国の将来の発達に非常に大きな力をもっておると思えます。国費がいろいろの方面に在ることはわかっておりますが、教育、特に我々国立大学のことに關しましては、止むを得ないからといって少しづつやっけて行きますは、とうてい面目を新たにすることは出来ませんので、戦後の今日において教育の充実されたことを考えましても、どうかその線を一層拡張して下さいますして、大学の研究並びに教育が、世界の水準において決して見劣りのしないように、日本が教育を重んずるといふことを世界に知らせることはかりが目的ではございません

が、日本の将来を考えまして、政府においても国会においても国費の中で教育にさかれる割合を増すということに御努力をお願いしたいと思います。

みなさん、特に大臣に対して御質問したいことがあれば少し時間がございませぬので、何か。

森戸広島大学長……政党大臣というのは、私の経験から云いますと、つよみでございませぬが、一面では注意しなければならぬ問題がございまして、一つの点は、文教における党のせまい方向が持ち込まれる危険がございまして、こういうことは、文教というものが、広い基盤に立たなければいけませんので、教育が政治の中に含まれるということには非常に心配なことでございまして常に警戒をいたしておるのが一つでございます。先づ第一にその点は、大臣に御注意を頂いていることに敬意を表しているのでございます。いろいろの問題が起りましてなかなか政党的な要求も、大学に關連してもいろいろの問題がいつも出て来るとでございます。その点は十分注意されて今の立場を堅持されて頂きたいと思えます。今一、申上げるとは、殊に大臣は政党におきましても有力な地位にいらつしやいます。私の時よりはるかに有力でございます。先ほどお話し下さしましたように、文教予算の獲得は困難でございます。一般の日本の経済が財政の困難を反映しており、緊急の要求というものが常に当面に出て、又非常に大事であるけれども、長期の計画を予想しなければならぬということをやっております。後廻しにされるおそれがあります。これを私、痛感いたしております。六・三制を始めた年でございましたので、非常に苦労いたしました。今日とはいろいろ事情が違っておりまして、今日まで残っております通り、それにはその意味もございまして私共の建てました新しい教育の思想を堅持していつて頂きたいと思えますが、この点は党内の而も有力な大臣であられますので、この点を切にお願い申し上げます。それから、なお、私共大学としてユネスコに關連しております。それから、なお、私共大学としてユネスコに關連しております。感じたことでございますが、世界のいわゆる平和ということに大学の寄与することが出来、むしろ平和、独立の少くとも学問的な中心になるのが大学ではないか。これはヨーロッパの大学の成り立ちからい

っても、大学で研究教育をしております学問の性格からいいまして、そういうことになります。平和をうち立てることにつきまして、この意味での大学のやるべきことは極めて大きいと思うのでございますが、この点に關しましては、しかし先程仰せられたように戦後の日本では、まだまだ国際的に知見を広めて而も学問の進歩を国際的なものにまで広めて行くことは極めて重大なことでございますが、先程お話ししましたのでございますが、この点は大臣のお骨折りによりまして大学においてどの程度に進められておるかどうか、今日、特に戦争から戦後にかけての、日本の学問のおかれた位置というもの認識して諸事を進められることをお願いいたします。ヨーロッパ並びに特にアジア、東南アジア地区の留学生を、日本に招くということについての非常な御努力を感謝いたしておるわけでございますけれども、参りました学生がよく勉強し、殊に日本に対してよい感じをもつようにして行きますにはなかなか、少しばかりの政府からの費用を頂いただけでは、それぞれ相当の留学生をもつておる大学に特別の施設がございませんので、不自由な点があると思ひます。そういう学生達を集めまして勉強する施設につきましてはまだ不十分なことがあると思ひますが、このよい試みが、アジア諸国の学生達が、日本のよい友達になることはこの上もない願わしいことでございます。大学が教育の場としてよりは、国際関係の上で役立つことを考えておりますが、大学にあって学問を楽しむということはむずかしいかも知れませんが、苦勞が少く、勉強の出来るような環境を作ることが大事と思ひておりますが、大学が学問の場だけではなくして、生活の場としての学園というものになるような努力が学問・研究と共になさなければならぬ。それには今の大学は不十分なところがございまして、健康保険の問題、寄宿舎、学生会館、いろいろの設備と共に大学が預っておりますものは、教職員と共に精神的な面でも大いに努力をいたしまして、よい大学を作る努力をやっておりますが、大臣におかれましてもこういう事を基盤にいたしまして、物的、精神的に十分な御考慮下さいますようお願い申し上げます。

中山一橋大学長……大学教育に關しての基本方針ということ、大臣が

只今お述べになりましたが、特に国立大学を預っておりますもの、註文というようなことを、只今、会長と副会長とが述べられましたので、私、これについて重ねて申し上げるつもりはございませんけれども、唯一つだけ申し上げたいと思うことは、今日の大学制度が確立されて、国力不相応の学生と、卒業生の数をもっているのは、一々我々として考えなければならぬ問題ではないかと思ひます。それは大学とそれから広い意味での職業との関連でございます。国立大学が、學術の場としての大学院も職業の問題を正面からとり上げるといことはまぢがいであるかも知れませんが、結局は何かの職業につく。問題は技術者、職業人を養成すると云うことではございませんが、広い意味での職業性がなければならぬことは勿論でございます。今日まで日本の大学が存立して参りましたのは、そういう意味で社会が職業、広い意味の職業人を要求しておたからに相違ございません。これは経済学のことでありますが、アメリカでこういう研究が行われております。それはどういう人間が、どういうコースを通った人が、これはあくまで一つの調査でございますが、所得が多いかと云うことを調べました。医者になるまでの修業年限が長く一生を通して所得が一番高い。その次が、弁護士、大学教授の順でございます。そうして手足になつて働いている人が非常に低い。日本でも大学教育を受けようと人の集つて参りますのは、大学を卒業した人の一生を通じての所得が一番高い為にはかならないと思ひます。制度の改革によって、この頃のように大学の卒業生がふえて参りますと、大学の卒業生の需要と供給をまとめ合せた一つの計画が必要になつて来るんじゃないか。技術の面につきましては、又、長い間いろいろの方面に問題が残っておりますけれども、社会科学の方面におきましては、卒業する学生の相当数が、何学部を出ても同じようなところへお互に融通して仕事をみつけるといふことから、あまりはつきりした、計画が立てられない。今日までそのまま来ているのじゃないか、一々その辺の調査を、出来れば基礎とした、計画教育ということをお考え願うことが出来ないだろう。文部省だけに註文することはむずかしいかと思ひますが、できれば、文部省を中心としたいろいろの調査機関を動員されて、日本の大

学教育と今日までの実際の生活との関係を一応見通し、過去の経験を土台にして、計画をおたて願いたいと思います。

松村文部大臣……只今お話がございましたが、多数の卒業生の人達のことを考えますと、実際文部省といたしても責任を感じるわけでございます。そこで、これはちよいとお尋ねに対して親切ではないかも知れませんが、今度政府では経済計画を立てまして、六年という期間に経済の建直しをするということで、一年、一年の計画を検討いたしておるわけでございます。それで今後の内容の充実の点でございますが、それと経済の発展に伴う、それに関係する人達の数を併せて、六年計画の中に一応の見込みを入れるようにしてくれないかという話をいたしましたのでございます。これは非常に結構ではないか、やるべきではないかと申しますので、事務の方にも申しまして、その調査をやってみようかと考えておるようなわけでございます。それから、先刻政大大臣は困るというお話でございまして、これは御趣旨は別といたしましても、その為に教育の根本が、たえず動くようなことがあつては困るというお話でございました。非常に御尤だと考えております。教育の大本が、大臣が変る政党が変る毎に変わるのでは、たまったものではございませんので、私の仕事は、どうか政党が変つても、大臣が変つても教育の大本はどこともかわらないと云うようなところへ落ちつくようにするのが義務だと、そのつもりでやっております。

以上をもつて、午前中の会議を終り、午後一時より各常置委員会を開くこととした。

第一一回総会議事要録(第二日)

日時 昭和・三〇・六・一〇・(金)午前九時半
場所 日本学術会議
出席者 各国立大学長
文部省側 稲田大学学術局長、清水人事課長、春山大学課長
会長、議長席に着き開会を宣し、先づ、昨日午後開かれた各常置委員会

の審議について報告を求め、各委員長より左の通り報告があり、これについてそれぞれ質疑応答があつた。

一、各常置委員会所管事項の報告

第一常置委員会滝川委員長代安達氏

1、文理学部の問題について

一般教育との関連を考慮しつつ学科を集約してその大学の特長を發揮する、そのために大学相互間において学科交流によりその練の整備充実を図る、この方針の下に調査研究するという結論に達した。

2、なお、この問題について、第七常置委員会と相談したことがあるが、これは同委員長から報告して頂くことにする。

第二常置委員会小池委員長

1、入学試験の問題について

(1) 調査書の書式について

入学試験は、学力試験、調査書及び身体検査を総合して合否を決定することになっているが、とかく学力試験を偏重し、調査書を重んじない風がある。その結果浪人が増えるようにも思える。文部省の入学試験研究協議会で調査書など簡単にして、生徒の成績を大学側で参考にできるようにする意図で考えた。それは、成績をABCDEの五段階に分け、Aに何人、Bに何人というように配分して、個々の学生については、Aの段階に属するか、Bの段階に属するかということを記入するようにした。この秋の総会には具体的に文書にしたもので報告できるかと考えられる。

(四) 浪人発生の問題について東大の例では、その年の高校卒業生の入学率は、二十八年四三・九%、二十九年三九・八%、三十年度三三・六%で一年浪人の者が二十八年四二・三%、二十九年四二・七%三十年度四九・六となっている。

一橋大学の例では、その年の高校卒業生の入学率は、二十八年度三四・二%、二十九年三二・五%、三十年度二七・七%となっている。なお、又、去年の統計によると、国・公・私で短期大学を合せて志願者数百三十八万人、入学者は百十六万人と

なつてゐるから、二十二万の浪人があつた訳で、これは入試問題の如何にかかわらず、入学出来ない浪人の絶対数であり、大きな社会問題である。今後、この浪人問題を検討することに話し合つた。

2、高等学校の新教育課程の実施に伴う入学試験の方法の改訂について

高等学校教育課程審議会長から文部大臣宛に出した要望書により、新教育課程は三十一年度から実施されるので、右について入学試験の方法をどうするか一応話合つたが、慎重に研究を要するものとして結論は未だ出してゐない。

例えば、「社会」において、四つの科目の中から一―三科目を選ばせることを原則とする。四科目は受験させないとする。問題は単位のことであるが、各科目は三―五単位を履修することになつてゐるので、試験問題の出し方が大きな問題である。文科系の大学、学部、学科においては、五単位程度の出題をすることが出来る。理科系では、三単位しかやつてゐないからその範囲で出題して欲しいという要望であるが、然し、大学で高い程度の出題すると高等学校に影響すると思う。「理科」においても同様で、理科系の大学、学部、学科では五単位の内容で、文科系の大学、学部、学科では三単位の内容で出題する。若し、文科系の大学で五単位程度の出題をしたのでは高等学校の教育に影響することになる。

3、新制大学の専門課程の在り方について

これについては長い宿題であるが、未だ結論を出し得ないので中間報告をしたい。委員会としては、法、経、文、理、工、農の六学部の教育課程について実態調査を文部省に依頼し、現実に対応策を考えたいという意見で研究している。最近大学基準協会で行つた専門教育研究会の委員会の報告を材料とし、新制大学における専門教育の在り方について意見の交換をした。

工業教育における単位の配分について

一般教育 三六単位 語学 一六単位 体育 四単位
基礎科目(理学)一二〇〇〇 基礎専門一六〇〇〇 専門科目二〇〇〇〇

アルファ 二〇単位 計一二四単位

右について工業教育においては、アルファを活用することによつて、各大学の特色を発揮することが面白いではないかということが一応の話し合であつた。また、商経学部門委員会が、商経学専門教育の在り方について、一般教育並びに大学院との関連において研究し、特に専門教育の学科目単純化を検討した結果の科目表について検討したが、伝統と学問の流れ或は社会とのつながりもあるので、アルファを活用することによつて、その大学の特色を生かすことが考えられた。以上の問題も本会で取り上げ検討してゆきたい。

第三常置委員会 代表 戸田氏

第四常置委員会

戸田氏より決議事項の披露があり、これは要望書にしたいと思うが、むづかしければ学生部長の待遇改善を優先的に扱つて頂くことをお願いしたいとの報告があつた。

決議事項

- 1、学生部又は厚生補導部の長の待遇改善を優先的に扱うこと。
 - 2、学生補導費を何等かの形において増額すること。
 - 3、各大学における補導厚生に關する部の名称を統一すること。
 - 4、学生部又は厚生補導部に専任の部長を置く、但し教官を兼ね得る者であること。
 - 5、学生寮の増設とそれに伴う經常費、人件費の増額を図ること。
 - 6、国際学生会議の性格と計画が不明であるから、文部省で調査し各大学に通知すること。
 - 7、学生部長会議を本総会の前日に開き、その決議事項を第三及び第四常置委員会に相談し、その希望を本総会に反映するようにしたい。
- 第五常置委員会寺沢委員長
- 新設の大学はまだ不備のところが多いので、これが完備するまでは、旧設の大学の方々のご援助をお願いしたいということを話し合つた。これは非常勤講師としてお願いすることになると思うが、これに対しては、旅費や手当などの経済的裏付が必要なので、この点は、第六常置委員会にご審議をお願いした。

第六常置委員会 沢田委員長

1、大学財政委員会設置は実現しなかつたが、調査費が計上されているので、実態調査を促進して行くことになつたものの、吾々の要望とはかけはなれているので、繰返し大学施設整備に関する審議会及び大学財政委員会の設置を要望したい。

2、施設整備費については、大蔵省は重点主義をとつているのであるが、所謂ヒモ付きでないものにするか、文部省の自由裁量のものを増やすよう努力されたい。

3、教官の待遇改善については、所謂職務俸、研究俸等につき、既に要望書にして出しているが、実現されていない。補導職の管理職手当の問題も特に強調しこれも繰返し要望書にして頂きたい。第五委員会の人的援助の裏づけ経費の増額の問題も考えてゆきたい。

4、大学特別会計の構想は、専門委員会においてなお研究中であるが、施設整備を短期間にやる方法として、大学公債を考えたことがある。これは当時客観情勢上棚上げしたが、政府で公債政策に移り相な気配がないこともないので、その際は考え直す機会があるかも知れない。こと国立大学の財政に関することであるから、すぐに実現するものでもない。兎に角何か良い構想ができれば報告する。

5、施設整備のための実態調査をしたいので、本協会調査研究費の使用を認められたい。これによつて文部省を側面から援助したい。

第七常置委員会 柴沼委員長

1、教育職員免許法が改正になつて専門教育に重きをおくことになつた。従来は量に重点をおいたが、今日は量よりも質に重点をおく必要から教員の質をよくするための計画を文部省で考えているようだ。専門教育の教員養成の要望が増すにつれ、教員の階級別とか、カリキュラムの基準とか、教員養成学部設備の基準とか、教員養成に関する長期講座設置とかを文部省で立案中の由である。又、四年制の課程を増加して二年制課程を減らす方針は、将来も続くであろうと予想される。したがつて、分校（二年制課程）を仮に四年制に昇格するという問題になると予算上の点で政治問題化する恐れがあると思う。

2、文理学部の問題について

右について、種々問題があるようであるが、特に専門教育の重視の点から問題がある。兎に角、教員養成の点から云えばその専門教育をどこでやるにしても、それがなくなつてしまつては大変困る問題と思う。現在、施設とか教官の配置とかが、中学校の教員養成をする課程に重点がおかれすぎているが、小学校の教員になる養成も考えて行かねばならない。小学校教員になり手がなくなる弊害がある。教育学部をもつと充実させて行きたいことなど話し合つた。

右の報告が終つて、十一時十分より別室で役員会を開き十一時四十分再会。議長より、各常置委員会委員長よりの報告に関連して意見があつたら自由に発言して欲しいと述べられ、

花田大分大学長 学生部長の身分保証や待遇の問題は、総会の決議の形にまとめて要望して頂きたい。

蠟山お茶の水女子大学長

(一) 京都大学の事件については、単に事実を知ると云うよりも各大学長はこうした問題について、どんな取扱いをすべきか、法的或は制度の上の手續きなど検討し、よりどころを示すべきではないか。

(二) 大学財政の問題については、要望書を出して実現されないものを繰返して要望するという話であるが、新たな理由とか今迄の考え方に代るべき理由があるならばそれを加えることが必要ではないか、特別会計とか大学公債とかを研究しているようであるから、経済六カ年計画には文教政策も入つていて研究中であると文相も云われているから、協会として経済審議会に委員を出すとか、或は直接要望しては如何か。文教関係の公共事業費にしても同様産業界にも訴える必要がある。委員長自ら出馬して頂いては如何。

会長より第一の点につき、本協会総会は、個々の大学において起つた事件を批判し検討することはやらない、個々の大学夫々のお考えがあり、又遣り方があつてやつて行くのだから、参考に伺うだけで、処置の良否について批判しない方針で扱つている。文相も大学學術局長も国会の答弁で、大学の自治を尊重する大学において扱つている事柄であるから大学にまかしているといつているのであるから、大学自治の原則をここで改めて取上げる必要はないと思う。第二の点については、沢田委員

長もいわれるように委員長自身が経済審議会に入り込むわけにもいかな
いから、われわれ全員の共同の責任において対策を考えたい旨を述べら
れ、次いで中山一橋大学長より、経済審議会の委員をして、この
審議会は、学校のことなどについて審議する機関ではないから協会とし
てのしつかりした案を持つて出ないではむづかしい問題だとの発言があ
り、会長より、(一)政府の経済六カ年計画と併行して、大学五カ年計画と
いつたものを樹てる必要がある。政府は文教を中心とした経済態勢を
樹立すべきであると云うことを色々の機会に進言しているが、政府では
賛成しないようだ。(二)金の問題になると、大蔵省でも国会方面でも国立
大学の数が多いう。実質的に減らすのは困難だが、形式的には可能
だ。アメリカでも加州には加州大学は一つしかないし、ロンドンでもロ
ンドン大学一つしかない。これは私見であるが、日本でも例えば、九州
に九州総合大学という形のも一つにして、各県にあるものを内容的に
充実して重点主義にやつて行くことも出来るかと思う。大学協会として
は、現在の状態で、あれは困るこれは困るといつてその日暮らしになら
ないで協会自身が積極的に根本問題を検討してゆくことが望ましいと思
うと述べられた。

次に会長より、役員会において、要望事項を審議した結果、次の二点
について要望書を提出してはどうかときまつたのでお諮りしたい。案文
を作成する時間がないので要望の趣旨を述べると次のように提案され
た。

一、厚生補導の問題について

厚生補導の重要性については、従来、度々繰返して論議され文部省
に対しても要望している事柄であるが、重ねて厚生補導問題が非常に
重要であることを申し、特に次の二点について強調する。

1、厚生補導職員の地位と待遇及び定員について十分考慮して欲し
5。地位というのは、教育公務員特例法の所謂部局の長の地位を与
え、その待遇については特に給与を改善すること、又、定員を新た
につけて専任とし、適任者を配するように考慮して貰いたい。

2、学生の厚生補導に関する諸施設例えは寮、学生会館を増設並びに
既設のものの整備改善を図られた。

二、大学財政に関する問題について

大学財政の強化確立については繰返し要望し、又大学財政に関する
委員会を設けて強力に推進されたいことを繰返し述べたい。

右につき、沢田委員長より、昨年六月の総会で、文部省内に国立大学
の財政を確立し、その整備充実を図る目的をもつて強力なる審議会の設
置を要望したが実現しなかつた。今回もこの点重ねて要望したい。審議
会の費用を本年度予算に組んだが、大蔵省で国家財政の一般的見地から
削られているが、審議会が出来るまで、調査費で委員会でも作つて推進
してほしい。

会長より、右要望事項につき総会に諮られ、異議なく可決した。なお
文案は会長に一任された。

又、寺沢電気通信大学長より、その後の大学管理法案につき質問があ
り、稲田大学学術局長より、そのままになつており、文部省としても急
いで作る考えはないと回答された。

最後に、進藤事務局長が京都大学問題に関し、同学が発表した告示の
朗読があつた。

以上をもつて十二時三十分閉会した。
要望書提出については、本号彙報に掲載、ご参照願います。

4、第三、第四常置委員、同専門委員会

日時	昭和三〇・七・二八・(木)午後一時
場所	東京大学大講堂南側会議室
出席者	会長及び副会長並に在京常置委員及び在京、千葉、 山梨、茨城各大学の専門委員。東京水産大学長代理 出席。欠席。東京農工大学長、
文部省	西田学生課長

本日の会議は、文部省からの要求により、至急開催のため、在京の各
委員の参集にとどめ、文部省作成の「学生健康保険に関する立法措置要
綱案」等について研究することになつた。

長尾東京医科歯科大学長が議長となり、会議の趣旨の説明があり、

文部省より、一、学徒厚生審議会長、同会学生健康保険部会長連名の松村文部大臣宛「学生健康保険制度に関する建議」。二、学生健康保険制度基礎調査中間集計結果表。三、学生健康保険制度財政計画案。四、学生健康保険に関する立法措置要綱案。の書類配布の上、

西田学生課長から、これらについて、詳細にわたつて説明が行われ、次いで意見希望の開陳と質疑応答があつた。

なお、この「学生健康保険制度」は懸案であり、重要問題の一つでもあるので、本協会としては、更に改めて、この全委員会を再開し、役員会も開催して、慎重審議し、結論を得ることとし、又、これらの会議開催前に、各国立大学に対し本件に関する要旨を通知すると共に、各大学の意見希望を取りまとめ照合することとなつた。（午後四時半散会）

文部省からの配布書類（四種）は次の通りである。

昭和三十年七月三十日

文部大臣 松村謙三殿

学徒厚生審議会

会長 矢野 一郎

学徒厚生審議会学生健康保険部会

部会長 末高 信

学生健康保険制度に関する建議

本審議会は、昭和二十八年十月以来、学生健康保険部会を設けて、学生健康保険制度につき慎重審議を行つてまいりましたが、このたび、別紙の建議書のとおり同部会の議決がありましたので、学徒厚生審議会令第一条および第六条第四項の規定により、ここに建議します。

つきましては、この建議書を御検討の上、その実現について、格別の御配慮をお願いします。

学生健康保険制度に関する建議

1、大学の学生を被保険者とする学生健康保険制度を実施されたい。

「理由」文部省の調査の結果によれば、大学の学生は、その約半数が既存の社会保険を利用できない状態であり、また約半数の学生は、自宅を離れて他郷に遊学し、その多くの者はみずから学資の不足を補いながら、経済的にきわめて不安定な生活を営んでいる現状である。

このような状態にある学生を心身ともに健康な国民に育成することは、教育基本法第一条に規定された教育の目的であり、そのために大学は学生の健康管理を実施しているのであるが、学生が傷病に冒されたことを発見しても、医療費を確保する手段を与えなければ、その保健指導の徹底を期し難い。さらに学生を既存の社会保険の範囲内において、取扱うことは、法律的にもまた学園社会の特殊性からみても適当でなく、大学の行う健康管理と表裏一体の關係をもつ独自の健康保険制度とすることが望ましい。ことに、将来、国家社会の中堅となるべき学生の修学上の障害としては、経済的困窮と疾病とが最大のものであり、前者については、すでに奨学制度が国家的に実施されており、ここにあらたに疾病と負傷に対する保険制度を実現すれば、大学教育の目的達成に寄与すること大なるものがある。

2、学生健康保険制度を実施するため、原則として全学生をこれに強制的に加入させ、それらの学生から確実に保険料を納付させるために必要な立法措置を講じられたい。

「理由」保険制度の本質上、その堅実な財成的基盤を確立するには、疾病の懸念ある者だけによるいわゆる逆選択を排除して全員を加入させ、保険料の納付を義務づけて、強制的に徴収する道をひらくことが必要である。現在このような法的根拠がないために、すでに単独で学生健康保険組合を実施している大学の大部分は、経営上の困難を訴えている。

3、学生健康保険制度は、現在の情勢においては、学生一人当りの保険料を年額一、八〇〇円程度とし、つぎのような保険給付を行うことが適当であると考えられるので、そのために必要な予算措置を講じられたい。

イ、結核その他特定の傷病については、一年半を限つて、その療養に要する費用（初診料を除く。）の全額

ロ、その他の傷病については、三カ月を限つて、その療養に要する費用（初診料を除く。）の半額

「理由」学生が現に支出している医療費の総額および学生の経済生活の実態から考えれば、保険料年額一、八〇〇円をこえることは困難

であり、他方において、保険給付の内容を右記の程度とすることは、学生の修学上の困難を除去する上に最低の条件と考えられる。とくに結核については、年令的にも、もつとも冒されやすい時期であり、その治療に多額の費用を要し、修学上の支障となることももつともはなはだしいものがあるので、これに重点的に有利な給付条件を設け、早期に発見して早期に完全な療養を受けさせる道をひらくことが、保健指導上も必要である。

このためには、保健事業運営に要する事務費の全額を国庫で負担するばかりでなく、イの保険給付に要する費用の一〇〇分の五〇、ロの保険給付に要する費用の一〇〇分の二〇程度を国庫で負担することが必要となるが、前者については、すでに結核予防法において公費半額負担として一部実施されているところであり、後者については、すでに国民健康保険において実施されているところである。

4、学生健康保険制度は、その被保険者が、すべて大学の学生であることを考慮して、つぎのような特色を有するものとするのが望ましい。

イ、多数の学生を有する大学は、法人格を有する学生健康保険会（仮称）を組織してみずから保険者となり、その学園の特色を生かした自主的な事業の運営ができるようにすること。

ロ、比較的少数の学生を有する大学の学生に対しては、政府が保険者となり、大学がその事務の委任を受けて事業の運営ができるようにすること。

ハ、発生する傷病に対して消極的に保険給付を行うだけでなく、積極的に学生の健康を維持増進することについて大学が努力し、学生が協力することを助長するのに役立つよう、大学が行う健康管理と密接に連絡のある各種事業運営の道をひらくこと。

学生健康保険制度基礎調査中間集計結果表

(昭和29年11月～昭和30年3月)

文部省大学学術局学生課

<備考>

- この調査は、昭和29年11月から昭和30年10月までの間全国4年制大学昼間部の学生を対象として、毎月2,000の標本調査を行つているものと、その調査該当校からの病気休学者調査報告とを総合して、30年3月までの5カ月間の中間集計を行い、その結果から年間の値を推定したものである。
- (第1表)には、学生100,000人についてその年間傷病件数と傷病別平均治療期間および1件当たり平均医療費負担額とを示した。
- (第2表)には、一般通学者だけについて、その医療費負担額の実績から100,000人の学生の年間医療費負担額を推定した結果を示した。
- (第3表)には、一般通学者の病類別治療日数と、病気休学者の病類別治療月数に、病類別1日当り保険点数を乗じて、学生100,000人に健康保険制度を適用した場合の年間医療給付額を示した。
- (A表)は、第3表を学生1人当りに換算したものである。
- (B表)は、結核性疾患のうち転帰を示したのものだけについて、その発病後の治療月数の分布比率を示した。
- 病類別1日当り保険点数には、昭和28年11月の健康保険被保険者医療給付実態調査(厚生省)の結果から男女別・治療区分別、1日当り保険点数を算出し、本調査に現われた男女別傷病件数を基準として加重平均したものを

用いた。

- 保険点数1点当りの単価は、地域別単価に本調査に現われた地域別傷病件数を加重して平均値を求め12円13銭とした。

(A表) 健保適用時の学生1人当り年間医療給付額

区分	結核性疾患	一般傷病	歯科疾患	合計	
一般通学者	上限	200	2,033	366	2,599
	下限	168	955	330	1,453
	平均	184	1,494	348	2,026
病気休学者	上限	1,020	254	—	1,274
	下限	958	239	—	1,197
	平均	989	247	—	1,236
全学生	上限	1,220	2,287	366	3,873
	下限	1,126	1,194	330	2,650
	平均	1,173	1,741	348	3,262

(B表) 結核性疾患の治療月数分布比率

月数	0~3	4~6	7~9	10~12	13~18	19~24	25~36	37~48	49以上	計
分布比率	3.1%	17.8%	18.6%	18.1%	14.7%	10.0%	8.3%	4.7%	4.7%	100%
累積比率	3.1	20.9	39.5	57.6	72.3	82.3	90.6	95.3	100	—

(第1表)

学生100,000人の年間傷病件数・傷病別平均治療期間および1件当り平均医療費負担額

区 分	結核性 疾 患 (病類番号 1~2)	一 般 傷 病									歯 科 疾 患 (51)	合 計	
		伝染病・ 寄生虫病 (3~18)	アレルギー・ 内分泌・ 物質代謝・ 養疾患 (21~26)	神経系・ 感覚器の 疾患 (32~35)	呼 吸 器 系 疾 患 (43~50)	消 化 器 系 疾 患 (52~57)	診 断 不 適 当 (69)	外 傷 (70)	その 他 の 疾 患 (19, 20, 27~ 31, 36~42, 58~68)	計			
一 般 通 学 者	自家治療	2,130件	1,200件	2,930件	6,800件	198,000件	9,730件	35,870件	17,330件	9,600件	281,460件	7,600件	291,190件
	通 院	4,670	1,200	2,670	12,670	42,530	11,070	9,730	8,930	8,000	96,800	29,870	131,340
	入 院	130	400	—	130	400	1,600	400	—	400	3,330	—	3,460
	計	6,930	2,800	5,600	19,600	240,930	22,400	46,000	26,260	18,000	381,590	37,470	425,990
	実 件 数	1,870	2,270	2,800	12,270	189,860	20,130	39,470	21,600	10,270	298,670	25,070	325,610
	平均治療日数	1.73日	8.4日	4.6日	6.1日	4.2日	5.1日	3.3日	5.2日	9.9日	4.5日	7.1日	5.2日
病 気 休 学 者	静 養	674件	19件	39件	27件	113件	128件	19件	12件	360件	717件	—件	1,391件
	在宅療養	4,703	56	193	162	553	396	102	43	1,747	3,252	—	7,955
	入 院	2,533	19	12	36	128	73	10	14	246	538	—	3,071
	計	7,910	94	244	225	794	597	131	69	2,353	4,507	—	12,417
	実 件 数	870	24	48	27	135	143	19	24	375	795	—	1,665
	平均治療月数	16.7月	5.0月	8.4月	9.4月	14.4月	5.8月	9.1月	6.4月	9.7月	10.0月	—	13.5月
平 均 負 担 医 療 費 (学 生 実 績 通 の)	自 家 治 療	1,470円	206円	575円	114円	158円	546円	164円	139円	400円	181円	127円	191円
	通 院	1,490	943	836	800	560	700	940	930	674	701	770	746
	入 院	12,800	3,600	—	17,300	4,600	11,200	4,200	—	12,500	9,100	—	9,200
	計	1,700	1,000	700	670	240	1,400	360	410	790	390	640	430

(注) 1. 「件数」とは、歴月の間に1日以上治療した傷病の総件数、「実件数」とは、年間に治ゆ・退学・死亡などの転帰を示した傷病の件数をいう。

2. 病気休学者中、治療区分不明の者は在宅療養に含めた。

(第2表)

学生 100,000 人の年間医療費負担額 (休学者を除く)

区 分	結核性 疾 患 (病類番号) 1~2	一 般 傷 病									計	歯 科 疾 患 (51)	合 計
		伝染病・ 寄生虫病 (3~18)	アレルギー・ 内分泌・物 質代謝・栄 養疾患 (21~26)	神経系・ 感覚器の 疾患 (32~35)	呼吸器系 疾 患 (43~50)	消化器系 疾 患 (52~57)	診断不適当 (69)	外 傷 (70)	その他の 疾 患 (19, 20, 27~ 31, 36~42, 58~68)				
自家 治 療	本人負担	千円 3,138	千円 247	千円 1,623	千円 694	千円 30,649	千円 5,157	千円 5,688	千円 2,395	千円 3,728	千円 50,181	千円 964	千円 54,283
	本人外負担	—	—	60	80	692	161	187	17	102	1,299	—	1,299
	計	3,138	247	1,683	774	31,341	5,318	5,875	2,412	3,830	51,480	964	55,582
通 院	本人負担	4,788	893	841	7,587	19,072	5,833	7,371	6,170	3,667	51,434	17,647	73,869
	本人外負担	2,168	237	1,392	2,535	4,772	1,913	1,767	2,136	1,732	16,484	5,329	23,981
	計	6,956	1,130	2,233	10,122	23,844	7,746	9,138	8,306	5,399	67,918	22,976	97,850
人 院	本人負担	1,191	931	—	916	1,669	12,819	333	—	4,216	20,884	—	22,075
	本人外負担	467	493	—	1,332	189	5,168	1,332	—	776	9,290	—	9,757
	計	1,658	1,424	—	2,248	1,858	17,987	1,665	—	4,992	30,174	—	31,832
合 計	本人負担	9,117	2,071	2,464	9,197	51,390	23,809	13,392	8,565	11,611	122,499	18,611	150,227
	本人外負担	2,635	730	1,452	3,947	5,653	7,242	3,286	2,153	2,610	27,073	5,329	35,037
	計	11,752	2,801	3,916	13,144	57,043	31,051	16,678	10,718	14,221	149,572	23,940	185,264

(第3表)

学生100,000人に健康保険制度を適用したときの年間医療給付額

区 分	結核性 疾患 (病類番号 1~2)	一 般 傷 病										歯 科 患 疾 (51)	合 計	
		伝染病・ 寄生虫病 (3~18)	アレルギー ・内分泌・物 質代謝・栄 養疾患 (21~26)	神経系・ 感覚器の 疾患 (32~35)	呼吸器系 患 疾 (43~50)	消化器系 患 疾 (52~57)	診断不適当 (69)	外 傷 (70)	その他の 患 疾 (19,20,27~ 31,36~42, 58~68)	計				
一般通学者	自家治療 から通院 への転移	上限	千円 8,481	千円 807	千円 2,837	千円 3,123	千円 77,268	千円 15,501	千円 10,771	千円 6,151	千円 11,863	千円 128,321	千円 6,050	千円 142,852
		下限	5,300	—	1,368	904	9,042	2,843	1,605	997	3,760	20,519	2,444	28,263
	通 院	9,586	547	355	6,757	18,742	10,843	4,648	3,766	6,970	52,628	30,620	92,834	
	入 院	1,912	3,192	—	1,463	1,298	11,291	1,217	—	3,868	22,329	—	24,241	
	計	上限	19,979	4,546	3,192	11,343	97,308	37,635	16,636	9,917	22,701	203,278	36,670	259,927
		下限	16,798	3,739	1,723	9,124	29,082	24,977	7,470	4,763	14,598	95,476	33,064	145,338
病気休学者	通 院	上限	69,642	725	658	1,020	4,485	2,238	339	213	7,892	17,570	—	87,212
		下限	63,422	704	627	972	4,032	2,068	163	207	7,297	16,070	—	79,492
	入 院	32,371	571	166	601	2,140	914	106	134	3,188	7,820	—	40,191	
	計	上限	102,013	1,296	824	1,621	6,625	3,152	445	347	11,080	25,390	—	127,403
		下限	95,793	1,275	793	1,573	6,172	2,982	269	341	10,485	23,890	—	119,683
	全 学 生	自家治療 から通院 への転移	上限	8,481	807	2,837	3,123	77,268	15,501	10,771	6,151	11,863	128,321	6,050
下限			5,300	—	1,368	904	9,042	2,843	1,605	997	3,760	20,519	2,444	28,263
通 院		79,228	1,272	1,013	7,777	23,227	13,081	4,987	3,979	14,862	70,198	30,620	180,046	
入 院		34,283	3,763	166	2,064	3,438	12,205	1,323	134	7,056	30,149	—	64,432	
計		上限	121,992	5,842	4,016	12,964	103,933	40,787	17,081	10,264	33,781	228,668	36,670	387,330
		下限	112,591	5,014	2,516	10,697	35,254	27,959	7,739	5,104	25,083	119,366	33,064	265,021

(注) 1. 「自家治療から通院への転移」中、上限とは、全数が通院へ転移する場合、下限とは、「医者に見せるほどでない」と答えた者以外だけが転移する場合をいう。

2. 病気休学者の通院の下限とは、明らかに通院した者だけの場合、上限とは、それに治療区分不明の者を加えた場合をいう。

昭和三十年七月二十五日

学生健康保険制度財政計画案

大学学術局学生課

一、健保制度適用時の年間医療給付額

別紙の「学生健康保険制度基礎調査中間集計結果」のA表から、学生一人当たり年間所要医療給付額をつぎのとおりとする。(保険財政の安全度を高めるため、上限の値をとる。)

区 分	結核性疾患	一般傷病	歯科疾患	合 計
一般通学者	100円	2,033円	56円	2,189円
病気休学者	1,010	222	—	1,232
全 学 生	1,110	2,255	56	3,421

二、健保制度による給付条件

- (1) 初診料は、患者負担とする。
- (2) 一般傷病(歯科を含む。)は、給付期間を三カ月として、療養費の半額を患者負担とする。
- (3) 結核は、給付期間を一年半として、全額を給付する。

○結核給付期間制限による医療給付通減率

通減率 (%)	三 月	六 月	九 月	一 年	一 年 半	二 年	三 年	三 年 以上
16.1	5.2	14.8	25.9	37.5	43.1	46.8	49.3	100

三、国庫負担の条件

- (1) 一般傷病の保険給付に要する費用の十分の二
- (2) 結核の保険給付に要する費用の二分の一
- (3) 事務に要する費用の全額

四、被保険者数

- (1) 学生健保加入率(昭和二十九年一月調査)
適用除外者 健保・共済組合の本人保険がある者は10.4%
- (2) 対象学生数(昭和二十九年五月一日現在)

五、保険財政計画

- (3) 被保険者数
 $571,000 \times (1 - 0.104) = 512,000$ 人
 全大学学生(聴講生・選科生等を除く。)は 571,000人
 - (1) 歳出予定額
 一般傷病 $(2,287 + 366) \times 0.5 \times 512,000 = 679,000,000$ 円
 結 核 $1,220 \times 73.5\% \times 512,000 = 459,000,000$ 円
 合 計 1,138,000,000円
 - (2) 国庫負担額の計算
 一般傷病 $(2,287 + 366) \times 0.2 \times 512,000 = 272,000,000$ 円
 結 核 $1,220 \times 73.5\% \times 0.5 \times 512,000 = 229,000,000$ 円
 合 計 501,000,000円
 - (3) 保険料の計算
 保険料納付率を九〇%、收支の安全率を二〇%とすれば、学生一人当たりの保険料年額は、
 $(1,138,000,000 \times 1.2) - 501,000,000 = 1,880$ 円
 $512,000 \times 0.9$
 したがって、保険料を年額一、八〇〇円(月額一五〇円)とする。
 - (4) 保険料年間収入額
 $1,800 \times 512,000 \times 0.9 = 830,000,000$ 円
 - (5) 差引余裕金
 $1,138,000,000 - (501,000,000 + 830,000,000) = 193,000,000$ 円
- 六、事務費国庫負担額
 総 額 57145,000,000円

昭和三十年七月二十五日

学生健康保険に関する立法措置要綱案

全学生を対象として保険給付を行う国家的な制度を設けるため、つきのような内容を有する学生健康保険法を制定する。
 一、(目的) 大学の学生の修学目的達成に寄与するため、学生の疾病または負傷に対して保険給付を行うことを目的とする。

二、(大学の協力) 大学は、この事業の執行について、積極的に協力しなければならない。

三、(届出の義務) 大学の長は、被保険者の異動その他を保険者に届け出なければならない。

四、(審議会) 文部大臣の諮問機関として、学生健康保険審議会をおく。

五、(被保険者) 大学に在学している学生は、この保険の被保険者とする。ただし、通信教育の学生を除く。

六、(適用除外) 法律によるその他の社会保険の被保険者、組合員または被扶養者であつて、この保険より厚い給付を受けることができる者は、被保険者の確認を得て、この保険の被保険者とならないことができる。

七、(被保険者の資格の取得と喪失) 入学した日から被保険者の資格を取得し、死亡・卒業・退学などによつて資格を喪失する。

八、(資格の確認) 前項の資格の取得・喪失は、被保険者の確認によつて効力を発生する。

九、(被保険者証) 被保険者は、資格を取得したことを確認した者に被保険者証(写真添付)を交付しなければならない。

十、(保険者) 保険者は、政府および学生健康保険会とする。

十一、(政府管掌) 政府は、保険会の会員以外の被保険者の保険を管掌し、その事務の一部は、大学の長に行わせることができる。

十二、(保険会管掌) 保険会は法人とし、大学の長およびその大学に在学する被保険者のすべてをもつて組織し、その会員である被保険者の保険を管掌する。

十三、(保険会の設立) 被保険者数が三、〇〇〇人をこえる大学の長は、規約を作成し、文部大臣の認可をえて保険会を設立することができる。

十四、(保険会の規約) 保険会の規約には、目的、名称、事務所所在地、公告の方法、役員に関する事項、評議員会および評議員に関する事項、保険料・保険給付・その他事業に関する事項、会計資産に関する事項、規約の変更に関する事項、および解散に関する事項などを記載しなければならない。規約の変更は文部大臣の認可事項とする。

十五、(保険会の役員) 保険会には、会長・理事・監事をおく。会長は大学の長をもつて充てる。会長は保険会を代表して業務を総理し、理事は会長を補佐して業務を掌理する。監事は業務を監査し、その結果について、評議員会に報告し、会長に意見を述べる。

十六、(評議員会) 評議員は、規約の定めるところにより、つぎの各号の一に該当するものうちから、それぞれ同数だけ会長が任命する。任期は一年とし、重任を妨げない。

(1) 会員の互選によつて選出された者

(2) 大学の教職員または学識経験者

評議員会は十一二十名の評議員をもつて組織し、会長が招集する。会長は、収支予算・借入金・規約の変更・解散等について、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

十七、(理事・監事の任命) 理事・監事は評議員会が選出した者について、会長が任命する。ただし、理事は会員以外の評議員のなから選出するものとし、監事は会員である評議員と会員でない評議員のなから選出されたもの各一名とする。

十八、(保険会の予算・決算) 保険会は、毎年度事業計画・収支予算を作成して文部大臣の認可を受け、また、毎年度事業報告書・財務諸表・決算報告書を文部大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

十九、(監督) 保険会は、文部大臣が監督し、また監督上必要な命令を發し、報告を求め、業務の状況または帳簿を検査することができる。

また、役員の行為が法令の規定等に違反し、会員の利益を害しもしくは害するおそれがあると認められるとき、または事業の継続が困難と認められるときは、役員を解職し、規約の変更、または保険会の解散を命ずることができる。

二十、(解散) 保険会は、大学の廃止、解散の命令その他の事由により解散する。また文部大臣の認可をえて、解散することもできる。解散の際、保険会の権利義務は政府が承継する。

二十一、(受給要件) 被保険者が療養の給付を受けるには、その年度の一カ年分の保険料が納付されていなければならない。(年度途中の入

学者について月割計算による保険料)

二十二、(受給方法) 被保険者は、被保険者証を保険医・保険薬剤師または保険者の指定する者のうち、自己の選定した者に提出して療養の給付を受けるものとする。

二十三、(一時負担金) 給付を受けようとする者は、その際、初診料および療養に要する費用の一〇〇分の五〇を支払わなければならない。ただし、結核その他文部大臣の指定する。傷病については、初診料だけとする。保険会が保険者である場合は、この一部負担率を、規約によつて軽減することができる。

二十四、(給付の期間) 同一の傷病およびこれによつて発した疾病に関しては、給付期間は三ヵ月、結核その他特定の傷病は一年半とする。ただし保険会が保険者である場合は、この給付期間を、規約によつて延長することができる。療養の給付を受けている途中において、被保険者の資格を喪失しても、上記に定める期間は継続して給付を受けられる。ただし、その期間内に、健保・船保・共済組合の被保険者または組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

二十五、(療養費の支給) 特定の場合、療養の給付に代えて、療養費を支給できる。

二十六、(他の社会保険による給付等との調整) 同一の傷病につき、他の社会保険によつて給付を受けた場合、またはその他の公費負担の給付があつた場合は、それと重複して給付はしない、ただし、療養に要する費用の限度までは、その未給付額について、給付することができる。

二十七、(給付制限) 一般社会保険の例によるほか、被保険者が正当な事由なく、学校の行う身体検査、保険者の行う強制診断を拒み、療養に関する指示に従わないときは、保険給付の全部または一部を行わないことができる。

二十八、(国庫負担) 国庫は、毎年度、つぎの費用を負担する。

一、結核その他特定の傷病に関する保険給付に要する費用の一〇〇分の五〇

二、前号以外の保険給付に要する費用の一〇〇分の二〇

三、事務に要する費用の全額

国庫は、保険会の営む事業に補助することができる。

二十九、(国庫負担金の配分) 保険会に対する国庫負担金は、各保険会の被保険者数を基準として算定する。

三十、(保険料) 保険者は被保険者から毎年一、八〇〇円の保険料を徴収する。ただし、保険会の場合は、その規約によつて、保険料を一〇〇分の五〇以内の割合で増額することができる。

三十一、(保険料の納付) 被保険者は、毎学年の始めに、保険料を一括して、保険者に納付しなければならない。政府管掌の場合は、被保険者は、保険料を大学の長に納入し、大学の長はそれを政府に納付しなければならない。

三十二、(保険料の不還付) 納付した保険料は還付しない。

三十三、(徴収金の督促) 保険者は、滞納者に対し、期限を指定して督促しなければならない。政府管掌の場合は、大学の長が督促する。

三十四、(滞納処分) 督促しても徴収金を納付しない被保険者については、保険者は、国税滞納処分の例によつて処分し、または滞納者の居住地等の市町村に対してその処分を請求することができる。

三十五、(延滞金) 保険者が督促したときは、納付期限の翌日から延滞金を徴収する。

三十六、(先取得権) 保険料その他の徴収金は、国税・地方税につき他の公課に先だつ先取得権を有する。

三十七、(保険施設と福祉施設) 保険者は、被保険者の傷病の療養または健康の保持のために必要な施設をし、またはこれに必要な費用を支出することができる。

三十八、(審査) 保険給付に関する処分不服がある場合の訴願を審査するため、文部省に学生健康保険審査会をおく。

三十九、(罰則) 法令違反の診療担当者、保険会の役員、大学の長その他に刑事罰・行政罰の規定を設ける。

四十、(施行) 昭和三十一年四月一日から施行し、保険給付は十月一日から行う。

5、第三、第四常置委員、同専門委員会

日時 昭和三〇・九・一二・(月) 午前十時

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 会長、戸田委員長、東委員長、各常置委員(神戸大

学は代理出席)、各専門委員

欠席者 杉野目、古林、松生の各委員及び大塚

(北海道大)、田崎(信州大)、瀬尾(九州大)の各

専門委員

文部省 西田学生課長

戸田委員長、議長となり開会

先づ委員長より、学生健康保険に関する文部省案に対する各大学からの意見、希望事項につき、本日まで集計した結果について、文部省原案を可とするもの四、保険料金一、八〇〇円は高額であるから、一、二〇〇円以内を希望するもの二四、事務職員定員の増加と所要予算の増加を希望するもの二五あり、その他保険料の徴収方法など実施面について種々の意見があつた旨報告があり。次いで文部省西田学生課長より、文部省案の保険料の科学的裏づけともなつた学生健康保険制度基礎調査中間集計結果表(学生一〇万人の年間傷病件数・傷病別平均治療期間及び一件当り平均医療費負担額、年間医療費負担額及び健康保険制度を適用したときの年間医療給付額)及び財政計画案について詳細に互り説明の後、立法措置要綱案について逐条説明があり、なお文部省から

一、特に御意見を承わりたい諸点。

1、原則として、全学生を強制加入させる制度とすることが適當であるか。

2、保険給付の条件、国庫負担の割合等との均衡において、学生の負担する保険料を年額一、八〇〇円とすることが妥當であるか。

3、保険料の徴収方法が実施可能であるか。

4、この制度に関して大学が担当すべき業務が適當であるか。

5、比較的学生の多い大学に保険会(仮称)のような法人を設立して自ら保険者となることが望ましいことであるか。

二、なるべく早く(九月中旬まで)とりまとめたい、いづれかの結論

1、原案に必要な修正を加えて、明年度から実施できるよう促進すべきである。

2、検討すべき点が多いので、明年度からの実施は困難である。

以上の点について、本会としての意見を求められたので、要綱案を中心とし、この求められた線に添うて審議に入り、先づ第一の問題点である全学生強制加入については、保険制度の建前から云つても本法を成り立たせるためには強制することも止むを得ないとし、第二の保険料を年額一、八〇〇円とする案については、科学的根拠はないが、多年学生と接触しているものの体験からして、この額では学生の心理的影響が大きく、實際上困難である。給付条件を考へて保険料を考へるよりも、先づ保険料を考へて給付条件を考へたほうがよいのではないか。せめて月額一〇〇円、年額一、二〇〇円、にしばつてこれに即した給付条件を考へることが望ましい(結核に対する給付期間一年半は動かさないと、給付を八〇%に減するなど)との意見が多く、次に第三の保険料の徴収方法については、新入学生から適用して入学の際四年分を前納させる、在学生は任意加入することも考へられるが、保険料の四年間前払は法的に見て又他に例もないことであり、又授業料の分納も認めていることでもあるので困難である。授業料の未納者は退学処分をすることも可能であるが、保険料の未納者を処分することは出来ないし、又保険料滞納者を国税滞納処分の例によつて処分するなどは教育的見地から見ても面白くない。広い意味の教育と考へて、授業料の中に折込んでゆくなど特別の立法は出来ないものかなど徴収困難説が多く、次に第四の問題点であるこの制度に関しこの業務を大学が担当すべきであるかどうかについては、根本的な考へ方としては、大学の仕事によるか或は大学は、補助者となるかの考へ方であるが、大学の仕事として担当することは必ずしも不適當ではないが、但しこれを担当するためには、人及び予算の裏づけを必ず考へて欲しい。でないと実際上実施不可能である。この点を特に考慮してほしい。例えば被保険者一、〇〇〇人に對し最少限事務官一人、一、

〇〇〇人を増す毎に〇、五人を増すと云つた考え方である。次に第五の政府管掌一本か、保険会を作り得る制度とするかの点については、財政的基礎を確立させるためには、国立大学は政府管掌一本を可とする意見もあつたが、それでは、教育的な味や自主的運営の妙味が無くなるので、保険会を置くことが出来ることとした。又この場合三、〇〇〇人以上と以下を区別することはどうか、大学により又は地域的に見てもそれぞれ事情を異にするので、その点を考慮して「比較的多数」と云つた字句を用いてほしいとの意見があり、次いで二、の問題については、本制度に関する立法上の措置は、年末まででよろしいとしても、予算措置は九月中に取りまとめないと間に合わぬので、この際啓蒙期間において慎重に扱うか、或は必要な修正を加えて至急提出するか、文部省としては一度提出して、たたかれて引込むと後がなかなか容易でないので、がつちりと組んで関係者の協力の見通しをつけた上で提出したい。本日の修正が一致したものであれば腹を決めて取りかかるが、まだ私立大学との意見の調整も残つてゐるし、学生から意見を聞くための調査もしたいと考えているとのことであり、種々検討の結果、本会としては必要な修正を加えて至急提出することを望み、学生の意見調査については、本制度実施の可否を聞く必要はないことでもあろうし、その調査の案を見てからにしてほしい。その他要綱案中、三十四、三十五、三十六の各項は再検討を要する、十六（評議員会）の項中、評議員会に学識経験者を参加させることは必要がないし、役員として学生を互選により選出することや、学生の役員が半数を占めることは運営上支障を来たすおそれがあるので避けたいなど、以上活潑な質疑応答並びに意見の開陳があり、なお明日の役員会において検討した上最終的に決定することとして午後七時四十分散会した。

6. 役員会

日時 昭和三〇・九・一三（火）午前十時
場所 東京大学大講堂南側会議室
出席者 会長、副会長、各役員、東委員長
欠席、杉野目、勝沼、滝川、高橋、正田、古林、中山の各役員。但し、東北大、大阪大、神戸大学長は各代理出席

文部省 稲田大学学術局長、西田学生課長

矢内原会長主宰の下に開会

先ず、戸田理事（第四常置委員会委員長）より、学生健康保険制度に関する昨九月十二日開催せる会議内容及び各大学より回答のあつた意見希望について詳細説明があつた。

稲田大学学術局長より、学生健康保険制度については、国・公・私立大学全部を対象としてゐるので、それぞれの結論を承知してから、円滑裡に促進したい考えである。国立大学協会からも、先般依頼して置いた諸点について書面をもつて返事して欲しい旨の挨拶があり、

矢内原会長より、文部省から依頼のあつた諸点について諮り協議の結果左記の通り採択された。

記

一、とくに意見を求められた諸点について

- (1) 原則として、全学生を強制加入させる制度とすることが適当であると考へる。
 - (2) 保険給付の条件、国庫の負担及び学生の負担等を考へるとき、保険料金を年額一、二〇〇円以内とすることが望ましい。
 - (3) 保険料の徴収は中々困難であるが不可能ではない。徴収の具体的方法は大学の工夫に委ねることが出来るよう措置すること。
 - (4) この制度に関しこの業務を大学が担当することは適当であると思はれるが左の条件が伴う。
- イ、この業務に必要な事務職員の定員と、経費とを必ず計上すること

副大場 九、一七、二〇

昭和三十一年九月二十日

稲田大学学術局長 矢内原 稔

あまたの労働者同志の会 矢内原 稔

学生健康保険制度の検討（同誌）

本件に於ては、九月十二日（火）午後十時、東京大学大講堂南側会議室において、矢内原会長を主宰として、学生健康保険制度に関する会議が開催された。この会議には、文部省から稲田大学学術局長、西田学生課長、矢内原会長、戸田理事、各大学の代表者、学生健康保険制度の検討委員会のメンバー等が出席した。会議は、矢内原会長の主宰の下に開会し、先ず、戸田理事（第四常置委員会委員長）より、学生健康保険制度に関する昨九月十二日開催せる会議内容及び各大学より回答のあつた意見希望について詳細説明があつた。稲田大学学術局長より、学生健康保険制度については、国・公・私立大学全部を対象としてゐるので、それぞれの結論を承知してから、円滑裡に促進したい考えである。国立大学協会からも、先般依頼して置いた諸点について書面をもつて返事して欲しい旨の挨拶があり、矢内原会長より、文部省から依頼のあつた諸点について諮り協議の結果左記の通り採択された。

と。

ロ、立法措置要綱案の第三十四、第三十五、第三十六項は不相当と考えるので、再検討の必要がある。

(5) 比較的学生数の多い大学に保険会のような法人を設立して、みずから保険者となることは望ましいと考えるが、学生数が三、〇〇〇人以下でも保険会を設立することもできることが望ましい。

二、なるべく早くとりまとめたいという結論について

原案に本協会としての修正希望条件が容れられるならば明年度から実施できるように促進して欲しい。

三、評議員会について

会員の互選によつて選出された者を半数だけ会長が任命する制を改め、会員中から若干名会長が任命するとすること。

(統^レき第四項は、この頁末尾参照。)

次に、東京農工大学長田中丑雄氏は七月三十一日任期満了により、学長を辞職された、従つて本協会長より推薦により就任されていた大学設置審議会委員も辞職することとなる旨を本協会長に申出られたので、この趣を文部省に報告(国大協庶第一一七号昭和三十年八月九日)したが、その後任(委員)候補者推薦は急を要しないとのことで、いずれ後日之を行うこととした。

本協会第十二回総会は協議の結果、十一月十八日、十九日の両日開催することに内定した。

森戸副会長は、九月十九日から二十四日まで、イースタンブルにおいて開催される国際大学協会第二回総会に本協会を代表し、オブザーヴァーとして出席されることとなつたので、その趣の挨拶があつた。
午後一時散会。

7、第六常置委員同専門委員会

日時 昭和三〇・九・十五・(木) 午後二時
場所 東京大学大講堂南側会議室
出席者 会長、沢田委員長、内田、清水、勝沼各委員、東京教育大学長 中山委員は代理

各専門委員、

沢田委員長司会の下に開会

先ず、清水委員より、「定員定額制の実施と大学の立場」について極めて詳細にわたる意見希望の開陳が行われた。(その内容は、本協会「会報第九号」に全部を掲載してありますから、御参照願います。)

沢田委員長より、清水委員の意見希望は、研究の必要があるから、来る第十二回総会において協議し、その結果によつては、当局に対して警告又は要望することにしたいと述べられた。勝沼委員より、定員定額制は大学の教官の停年制に関係するとの意見が述べられた。又欠員の利用というか、欠員の保留というか、この面においても考慮の必要があるとの意見もあつた。

大学財政の現下における緊急問題は

- 1 管理職手当
- 2 施設整備、公共事業費
- 3 研究旅費
- 4 学生健康保険制度の適正なる運営

の諸問題であつて、当局に対し、それらの善処方に対し、強く要望すると共に、当局も亦よくこれを認識して欲しい。研究旅費は全く不足で、教官の中には自腹を切つて支弁している者さえある現況であることを知るべきである。

学生健康保険制度運営については、悲観論者もあり、軽い病気で医療を受け易くなるので、一般国民健康保険に見られるように赤字が予想される。

本委員会としては、学生健康保険料金の負担額が過重にならないように、九月十三日開催の役員会決議の文部省に対する回答の末尾に、左記の通り第四項として附加することに決議実施した。

記

四、昭和三十一年度基準予算において、若し、授業料値上げの構想を以つて予算を編成する場合は、学生の負担額が一時に急激に加重されることになるので、重複を避けるよう特に考慮されること。
午後四時五十分散会

附記。文部省に対する学生健康保険制度についての回答に関しては、昭和三十年九月三十日附国大協庶第一二八号を以つて、各国立大学長宛通知済であります。

二、会計中間報告

昭和三十年十月十五日現在

A 収入の部		
1 会費	(六八大学・二二三学部分)	一・一一五、〇〇〇円
2 銀行利子		一五、五五七円
3 前年度繰越金		九五一、四四六円
合計		二・〇八二、〇〇三円
B 支出の部		
1 総会費	(第十一回総会)	一五四、三二八円
2 役員会費		九、九〇〇円
3 委員会費		三五、七一〇円
4 会報発行費	(第8号)	三八、〇二五円
5 調査研究費		三二、九〇〇円
6 人件費	(職員三人)	三一四、〇五〇円
7 備用品費		六、〇〇〇円
8 借用料		九、七一〇円
9 消耗品費		五、一四五円
10 印刷費		二、七〇〇円
11 通信費		一七、六六六円
12 旅費		〇円
13 雑費		一五、八八三円
14 予備費		〇円
合計		六四二、〇一七円
差引残		一・四三九、九八六円
未収会費・四大学・一五学部分		七五、〇〇〇円

三、彙報

1、国立大学協会会則

第一章 総則

第一条 本会は、国立大学協会と称する。

第二条 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 国立大学の振興につき必要な調査研究
- 二 教授及び研究上における大学相互の協力援助に関する事項
- 三 その他本会の目的達成に必要な事項

第四条 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

第二章 会員

第五条 本会は国立大学を会員として組織する。

第三章 役員

第六条 本会に次の役員を置く

- 一 会長 一人
- 二 副会長 一人
- 三 理事 十四人（会長、副会長を含む）
- 四 監事 二人

第七条 理事及び監事は、総会で会員の互選により定める。

2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

第八条 役員の仕事は、次のように定める。

- 一 会長は、会議を総理し、本会を代表する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 三 理事は理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する。
- 四 監事は、会計を監査する。

第九条 役員任期は、二年とする。但し、再選することができる。

2 補欠によつて就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第十条 本会の会議は、総会および理事会とする。

2 総会および理事会は、それぞれその総員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 議事はすべて出席者の過半数で定める。

第十一条 総会は毎年一回会長が招集する。但し、会長が必要と認めるとき又は会員拾名以上から要求があつたときは、会長は、臨時に総会を招集することができる。

2 会長は総会の議長となる。

第十二条 理事会は、毎年三回以上会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となる。

第十三条 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、会長は、理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

第五章 会計

第十四条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日

第六章 雑則

第十六条 この会則の改正は、総会の議を経なければならぬ。

第十七条 本会の庶務を処理するため、理事会の議を経て必要な職員を置くことができる。

附則

第十八条 この会則は昭和二十五年七月十三日から施行する

The Articles of the National University Association of Japan

Chapter I. General

Article 1. This Association is named the National University Association of Japan.

Art. 2. The aim of the Association is to facilitate and encourage close contact and co-operation among our national universities and thus to contribute to their promotion.

Art. 3. To achieve the aforesaid aim the Association shall undertake the following:

- a) to make various studies necessary for improving the conditions of our national universities
- b) to facilitate mutual help and co-operation among the universities with regard to teaching and research
- c) and other matters needed to achieve the aim of the Association.

Art. 4. The office of the Association shall be at the University of Tokyo, Tokyo, Japan.

Chapter II. Membership

Art. 5. The membership of the Association shall be national universities in Japan.

Chapter III. Officers

Art. 6. The Association shall have the following officers:

- a) President 1
- b) Vice-president 1
- b) Directors 14 (inclusive of the president and vice-president)
- d) Auditors 2

Art. 7. 1) Directors and auditors shall be elected by the

membership at a general meeting.

2) A president and a vice-president shall be chosen from among the directors by their vote.

Art. 8. The duties of the officers shall be as follows:

- a) The president shall preside at meetings and shall represent the Association.
- b) The vice-president shall assist the president and shall take the president's place in case the latter is unable to discharge his duties.
- c) The directors shall form the board of directors to deal with matters concerning the conduct of the Association.
- d) The auditors shall audit the accounts.

Art. 9. 1) The term of officers shall be two years, but officers may be re-elected.

2) The term of an officer filling a vacancy shall be the remainder of his predecessor's term.

Chapter IV. Meetings

Art. 10. 1) The Association shall have both general meetings and the meetings of the board of directors.

2) Neither a general meeting nor a meeting of the board of directors shall be held without the attendance of a majority of its entire membership.

3) All questions shall be decided by a majority of those present.

Art. 11. 1) A general meeting shall be called by the president at least once in every year. A special general meeting may also be called when the president considers it necessary or when more than ten members demand it.

2) The president shall preside at a general meeting.

Art. 12. 1) The president shall call the board of directors to meet at least three times each year.

2) The president shall take the chair at these meetings.

Art. 13. After consulting the board of directors the president may form, if needed, a special committee to study a particular matter.

Chapter V. Accounts

Art. 14. The expenses of the Association shall be met by the membership fee and other income.

Art. 15. The fiscal year of the Association shall be from 1 April of each year to 31 March of the following year.

Chapter VI. Miscellaneous

Art. 16. No revision of the articles of the Association shall be made except by the decision of a general meeting.

Art. 17. To deal with the general affairs of the Association necessary staff may be employed with the consent of the board of directors.

Supplementary.

Art. 18. These articles of the Association shall take effect on and after 13 July, 1950.

Statuts de la Société des Universités d'Etat

Chapitre Premier. Dispositions générales.

Article Premier. La présente Société s'appelle la Société des Universités d'Etat.

Article 2. La Société a pour but, par d'étroits contacts et par la coopération entre les Universités d'Etat, de contribuer au développement de ces dernières.

Article 3. Pour atteindre le but mentionné dans l'article précédent, la Société se charge des missions suivantes :

1) Enquêtes et études jugées nécessaires pour le développement des Universités d'Etat.

2) Questions concernant la coopération et les aides mutuelles des universités en matière d'enseignement et d'études.

3) Toutes autres tâches qu'elle jugera nécessaires pour atteindre le but qu'elle s'est fixé.

Article 4. Le Secrétariat de la Société a son siège dans l'enceinte de l'Université de Tokyo, Ville de Tokyo.

Chapitre II. Membres.

Article 5. La Société a pour membres les Universités d'Etat.

Chapitre III. Memres du Bureau.

Article 6. Le Bureau de la Société est constitué de la façon suivante:

1) Un Président.

2) Un Vice-Président.

3) 14 administrateurs (y compris le Président et le Vice-Président).

4) 2 contrôleurs.

Article 7. Les administrateurs et les contrôleurs sont élus par les membres réunis en Assemblée générale et choisis parmi ces derniers.

2) Le Président et le Vice-Président sont élus par les administrateurs et choisis parmi ces derniers.

Article 8. Les fonctions des membres du Bureau sont déterminées comme suit:

1) Le Président dirige les affaires de la Société, et il la représente.

2) Le Vice-Président assiste le Président, et, en cas

d'empêchement du Président, le remplace dans ses fonctions.

- 3) Les administrateurs forment le Conseil des administrateurs et traitent les affaires concernant l'administration de la Société.
- 4) Les contrôleurs surveillent la comptabilité.

Article 9. La durée du mandat du Bureau est de deux années. Il peut être réélu.

- 2) La durée du mandat d'un membre du Bureau entré en fonctions pour suppléer une vacance est fixée au restant de la durée du mandat de son prédécesseur.

Chapitre IV. Assemblées.

Article 10. Les assemblées de la Société sont l'Assemblée générale et le Conseil des administrateurs.

- 2) L'Assemblée générale et le Conseil des administrateurs ne peuvent pas ouvrir leurs séances sans la présence de la moitié au moins de leurs membres respectifs.
- 3) Toutes les décisions sont prises à la majorité des voix des membres présents.

Article 11. L'Assemblée générale est convoquée une fois par an par le Président. Toutefois le Président peut convoquer une Assemblée générale extraordinaire, toutes les fois qu'il le juge nécessaire ou que la réunion en a été demandée par 10 membres au moins.

- 2) Le Président devient d'office le Président de l'Assemblée générale.

Article 12. Le Conseil des administrateurs est convoqué trois fois par an au moins par le Président.

- 2) Le Président devient d'office le Président du Con-

seil des administrateurs.

Article 13. Pour faire des enquêtes ou des études sur des questions spéciales, le Président peut, sur décision du Conseil des administrateurs, instituer, s'il y a lieu, des Comités ad hoc.

Chapitre V. Comptabilité.

Article 14. Les dépenses de la Société sont assurées grâce aux cotisations de ses membres et à d'autres revenus.

Article 15. L'année financière de la Société commence le 1^{er} avril et se termine le 31 mars de l'année suivante.

Chapitre VI. Dispositions diverses.

Article 16. Les modifications des présents Statuts ne peuvent être faites que sur décision de l'Assemblée générale.

Article 17. En vue d'expédier les affaires courantes de la Société, des employés peuvent être nommés sur décision du Conseil des administrateurs.

Dispositions complémentaires.

Article 18. Les présents Statuts entrent en vigueur à partir de 13 juillet 1950.

2、国立大学協会役員一覽表（昭和卅年十月現在）

會長（理事） 矢内原忠雄（東京大）
 副會長（"） 森戸辰男（広島大）
 理事 杉野目晴貞（北海道大）

" 高橋里美（東北大）
 " 小池敬事（千葉大）
 " 内田俊一（東工大）
 " 江田正義（横浜国立大）
 " 戸田正三（金沢大）
 " 勝沼精蔵（名古屋大）
 " 滝川幸辰（京都大）
 " 正田次郎（大阪大）
 " 辻田力（愛媛大）
 " 山田穰（九州大）
 " 井藤之熊（熊本大）
 " 監事 古林喜楽（神戸大）

各常置委員一覽表

第一常置委員会（大学の組織、制度に関する問題）

委員長 滝川幸辰（京都大）
 委員 佐藤雄（信州大）
 " 安達武禎（山梨大）
 " 蠟山政道（お茶の水大）
 " 山田健穰（九州大）
 " 鰐出幸生（熊本大）
 " 岡田健之（熊本大）
 " 江国正義（横浜国立大）
 " 辻田力（愛媛大）
 " 関口勲（山形大）

第二常置委員会（学科課程、入学試験等に関する問題）

委員長 小池敬事（千葉大）
 委員 渡辺萬次郎（群馬大）

" 西野秀成（群馬大）
 " 大杉繁（静岡大）
 " 遠藤隆次（埼玉大）
 " 高橋里美（東北大）
 " 大畑文七（滋賀大）
 " 阿部孝（高知大）
 " 花田五郎（大分大）
 " 中沢良夫（京都工芸大）
 " 栗原一男（宮崎大）

第三常置委員会（学生の補導に関する問題）

吉田正男

委員長 東龍太郎（茨城大）
 委員 杉野目晴貞（北海道大）
 " 阿部久次（福島大）
 " 中島道郎（東京農工大）
 " 古林喜楽（神戸大）

" 岩崎真澄（和歌山大）
 " 下田光造（鳥取大）
 " 緒方健三（鹿児島大）
 " 嘉村平八（九州工業大）

第四常置委員会（学生の厚生に関する問題）

委員長 戸田正三（金沢大）
 委員 古屋野宏平（長崎大）
 " 井関貢（商船大）
 " 松生義勝（東京水産大）
 " 山内得立（京学芸大）
 " 長尾優（東京医歯科大）

第五常置委員会 (大学間の協力に関する問題)

委員長 寺沢 寛一 (電気通信大)

委員 正田 建次郎 (大阪大)

上野 直昭 (東京芸術大)

石原 寅次郎 (富山大)

児玉 桂三 (徳島大)

西 久光 (佐賀大)

重松 倉彦 (福井大)

山根 新次 (島根大)

井中 鹿象 (室蘭工業大)

佐伯利吉

第六常置委員会 (大学財政に関する問題)

委員長 沢村 忠節 (東京外語大)

委員 小華 和忠 (帯広畜産大)

鈴木 重雄 (岩手大)

内田 俊一 (東京工業大)

井藤 半彌 (十橋大)

勝沼 精蔵 (名古屋大)

清水 勤二 (名古屋工大)

谷口 吉彦 (香川大)

大羽 真治 (神戸商船大)

藤井 種太郎 (福岡学芸大)

第七常置委員会 (教員養成に関する問題)

委員長 柴沼 直 (東京教育大)

委員 木下 一雄 (東京学芸大)

田所 哲太郎 (北海道学芸大)

清水 多栄 (岡山大)

伊藤 泰一 (新潟大)

吉井 義次 (岐阜大)

第三、第四常置委員会専門委員

大塚 博 北海道大学学生部長

柳瀬 良幹 東北大学学生部長

柏木 嵩 千葉大学学生部長

斯波 義慧 東京大学厚生部長

鎌田 正宣 東京学芸大学教務補導部長

下村 康 東京教育大学厚生補導部長

堀 潮 一橋大学厚生補導部長

田崎 忠勝 信州大学厚生補導部長

津田 敏夫 金沢大学学生部長

木村 作治郎 京都大学学生部長

山下 康雄 名古屋大学学生部長

平塚 錦平 広島大学補導部長

丸山 国雄 山梨大学学生部長

瀬尾 愛三郎 九州大学学生部長

酒井 清一 茨城大学学生部長

森河 敏夫 大阪大学学生部長

進藤 小一郎 東京大学事務局長

佐藤 憲三 東京工業大学事務局長

樺島 寛之助 東京外国語大学事務局長

内藤 卯三郎 (愛知学芸大)

落合 太郎 (奈良女子大)

稻荷山 資生 (奈良学芸大)

北川 久五郎 (大阪学芸大)

松山 基範 (山口大)

3、森戸副会長国際大学協会第二回総会

に出席

フランス・パリー所在国際大学協会事務総長 H. M. Keyes氏から、国

立大学協会会長宛に、本年三月九日附書面（英文）をもつて、国際大学協会第二回総会が九月十九日から、二十四日まで Istanbul において開催されるので、当協会から一名又はそれ以上のオブザーヴァーをアポイントしてほしい云々の懇請状が寄せられた。七月十五日附をもつて、森戸副会長が出席する旨の返事を正式に航空便で発送したるに對し、八月四日附をもつて必要書類は直接に森戸学長に送付済であり、イースタンブルにおいて大いに歓迎するとの返事を寄せられた。

懇請状に依れば議題の one は、"The rôle of universities in a rapidly changing society" に関するディスカッションとなつてゐる。森戸副会長は、九月十三日開催の役員会にも出席され九月十五日羽田空港発一階イースタンブルに向われた。

4、学生就職対策中央本部委員と幹事

会報第八号の第三十六頁に、学生就職対策（中央・都道府県）本部設置要綱について全文を掲載して置いたが、今年も昨年と同様な方針により運営されることになり、学生就職対策中央本部の委員としては、本協会事務局長進藤小一郎、幹事としては、第三・第四常置委員会専門委員斯波義慧が労働省から今年も引き続き委嘱された。

5、要望書（第一一回総会）

第十一回総会の決議に基き、左記の通り、文部大臣に対して、要望書を提出した。

（このことについては、昭和三十年六月二十八日附国大協庶第一一五号をもつて、各国立大学長宛に報告済である。）

記

【写】

昭和三十年六月二十三日

国立大学教会

会長 矢内原忠雄 ㊦

文部大臣 松村謙三 殿

要 望 書

去る六月九日十日の両日にわたり、国立大学協会第十一回総会を開催し、大学各般の諸問題につき熱心な協議をいたしました。本協会は、前総会までにおいて審議された事項の中、特に重要且つ緊急を要すると思われるものにつき、教次にわたり要望してきました。文部当局並に關係各庁におかれましても、本協会の要望の趣旨に副い、鋭意努力されつつあるにかかわらず、諸般の情勢から未解決の問題も少からず、これがため、国立大学の負う重要使命達成の上に遺憾の点が多々ありますので、茲に従来要望してきました事項の急速なる実現を重ねて要請いたしますと共に、今回の総会で特に採り上げました左記事項につき至急善処せられんことを要望いたします。

記

一、学生の厚生補導について。

学生の厚生補導については、その強化を図るため左の事項につき特に措置されたい。

1 学生部、又は厚生補導部に専任の部長を置き、教授の身分を与え、これを教育公務員特例法にいう部長とするとともにその待遇を改善すること。

2 学寮、学生会館その他厚生補導の諸施設を増設するとともに、既設のもの整備改善をはかること。

二、大学財政の確立について。

国立大学がその使命を達成するための経済的基盤である大学の財政を強化確立することは、根本的且つ緊急の問題であり、本協会が繰返し強く要望して来たところである。前年第九回総会において、国立大学の財政を確立し、その整備充実を図る目的をもつて、文部省内に強力なる審議会の設置を要望した所にもここにあつたのである。然るに、未だ実現の運びに至らないのは遺憾である。よつて、これが早急の実現を図られ、延いては大学予算の安定性と継続性を確保するため、適確なる年次計画を樹立して、これを強力に推進する方途を建てることに格段の努力をいたされたい。